

質疑の申し出がありますので、これを許します。古寺安君。

○古寺委員 本日の新聞によりますと、三十六病院が一時間から半日のストを行なう、こういうふうな新聞に報道されておりますが、このストによって、いろいろ患者さんの病状の問題あるいは生命の問題等心配されるわけでございますが、これに對しての厚生大臣並びに労働大臣の所見を承りたいと思います。

○野原国務大臣 労働省所管では、関東労災病院が、全部でたしか八カ所と思いますが、四時間のストをやるといふことは、まことにどうも遺憾に思いますけれども、まだ詳しい状況が報告されておられません。こういった遺憾な事態が起こつておるといふことでございます。

○内田国務大臣 正しい労働運動を抑圧するつもりはございませんけれども、事が人の生命を預かる機関の医療関係者でございまして、その辺の情勢をも十分考えまして、できる限り患者に迷惑のからぬような方法で私どもも関係者の協力を求めて処理しなければならぬと考えております。

○古寺委員 それでは本題に移りますけれども、労災保険を受給されている方々の死傷者の数は、この十年間でも二倍の百七十万に達し、労働者の約七〇%がどの産業においても神経及び肉体的疲労が増加していることを訴えております。これはいかに今日の作業環境が悪化しているかというところを示しているわけでございまして、疾病によるところの休業者も一日に約六十万に達しておるといふ実情でございまして。

わが国の七〇年代の重要な課題としては、労働力不足の問題がありますが、今日わが国におきましては、五百万人の労働者が不足をしている、そのようにいわれております。したがって、今後の労働行政におきましては、労働者の労働災害あるいは職業病に対する治療、リハビリテーションが非常に重要になってまいるわけでございまして、今回の保険給付の改善も重要であり

ますけれども、それにもまして災害を起こさないように、安全で快適な職場づくりが必要であると考えられますが、これについて大臣はどのような施策を考えておられるか、承りたいと思います。

○野原国務大臣 申すまでもなく、安全で快適の職場、災害は、起こるよりも起こる前にいかにして災害を未然に防ぐかという問題が最も重要でございまして。同時にまた、起きてしまった以上は、その人たちが一日も早く職場に復帰できるようにあらゆる対策を講ずる。リハビリテーションももとより必要でございまして。そうしたこと、災害の様子によりましては、災害を受けられた方々のあらためての職業訓練も必要でございましょう。あるいはまた、生活環境を改善することも必要でございまして。いろいろな点で十分な対策を講ずる必要があるというところを考慮しておるわけでございまして。その方向で今後とも強力に進めてまいりたいと考えております。

○古寺委員 そこで承つておきたいのでございまして、危険防止の違反を指摘された労働者の監督事業場は、大体全事業場の何%ぐらいになっているか。聞くところによれば、この十年間ほとんどその数は減つておらない、むしろ増加している、そういうふうにいわれておるわけでございまして、大体何%ぐらいがそういうふうな指摘をされておるのでございましょうか。

○和田政府委員 四十四年度におきます、定期監督と申しまして、私どものほうから出向いて行つて監督をいたしました事業場における全体の違反の状態は、七四%ぐらいの違反率でございまして、安全衛生に關して申し上げますと、安全基準に違反をしておつたものが四七・七%、衛生基準に違反をしておつたものが四・六%でございまして、安全関係の違反が相当目立っておりますというところが申し上げられると思ひます。

○古寺委員 労働省は危険防止については非常に努力を重ねていられるというところに対しては敬意を表しますが、一向に違反が減つておらない。災害防止のためには、そのための科学的な研究が必要であると思ひます。現在労働省でも安全研究所あるいは衛生研究所でそのような研究が行なわれておると聞きますけれども、その実態はあまりにも貧弱である、そういうふうな承つております。そこで、そのスタッフあるいは研究費はどうか。また労働災害の予防、職業病発生防止対策の開発研究を進展させるための措置をどのように考えておられるか、承りたいと思ひます。

○和田政府委員 労働省におきましては、現在安全衛生関係の研究を二つの研究所がございまして、労働衛生研究所といたしましては、産業安全研究所、労働衛生研究所の二つの研究所がございまして。そこではそれぞれ産業安全に關しまして、労働衛生、特に職業病の予防に關して重点を置いて労働衛生研究所では行なつておりますが、この予算は、産業安全研究所が四十五年度予算におきましては一億五千三百三十三万一千円、スタッフは五十八人でございまして。労働衛生研究所は一億五千六百四十六万、スタッフは六十人、こういうことでございまして。

なお、最近におきまして、労働衛生問題が、先生が御指摘になりましたように、労働力の質が変化をしていくにつれて、あるいは新技術の導入、新工法の導入ということに關連しまして、新しい職業病がいろいろ出ておるといふような状態もございまして、それから労働者の方の職場復帰をできるだけ早く完全な姿で行ないたいというふうな要望も非常に旺盛でございまして。そういうことにかんがみまして、四十五年度予算におきましては、産業安全に關する総合的な研究機関を設置することを目的といたしまして調査費を計上していただかしまして、その調査の結果、全体の構想がまとまりました場合には、労働衛生研究所を発展的に吸収いたしまして、きわめて大規模な産業衛生総合研究所ともいふような機構を設けてまいりたい、かように考えております。

○古寺委員 その大規模な産業衛生研究所は、こゝとは三百万円の調査費が計上されておりますけれども、大体いつごろまでに建設をするめどでございましょう。

○和田政府委員 調査委員会を近く発足することにしたしておりますので、その調査委員会において、いろいろやるべき事項、構成、その他研究所におきます万般のことについて御討議をいたしたく予定になっております。それが順調にまいりますれば、私どもとしては、四十六年度を初年度とする計画を立てていきたい。ただ、何年間でやるかということにつきましては、予算上の問題がいろいろあると思ひますが、労働省といたしましては、四十六年度を初年度としてできるだけ短い期間に完成をさせるような姿勢でいきたい、かように考えております。

○古寺委員 最近における技術革新あるいは職場環境の変化等によりまして、新しい職業病がたたくさん発生をいたしております。その発生予防のための指導監督の措置が非常に不十分であると考えますが、これを補つて、労災保険制度においても、これらの労働災害あるいは職業病予防のために、現在欠けているところの疫学的手法を導入して行なう研究成果の普及などの実効ある措置をとるとともに、その認定を確実にするために、ただいまお話がありました総合研究所の建設と並行しながら、医学的あるいは工学的、心理学的な研究を行なう研究体制をつくるべきであるというふうな考えをわけでございまして、労働大臣のお考えはいかがでございましょう。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、今後の労働災害対策としては、ひとり医学のみにとどまらず、工学の方面あるいは心理学の方面の協力を得まして、総合的な産業医学といったような観点から今後の問題を進めてまいりたい。現在の川崎の労働衛生研究所であるとか、あるいは清瀬にある産業安全研究所におきましても、やはりそういう考え方のもとに、医学の方あるいは工学の人、ある程度スタッフにおけるわけでございまして、それではもとより十分ではございません。したがって、それらのものは新しい構想による産業

医学総合研究機関の中で今後の対策を十分に検討してまいりたい、こういう考えでございます。

○古寺委員 私がいま申し上げたのは、そういう研究所のほかに、一般の学者あるいは他の民間のそういう機関、そういうものを合わせての研究体制のことについてお願い申し上げたのですが、その点についてはどうでございますか。

○野原国務大臣 御指摘のような点で、できるだけ広範に人材を集め、その人たちに御委嘱申し上げて、今後の対策に万全を期したいという方針でございます。

○古寺委員 災害を防止するための対策は、労働省としてはいろいろおやりになっていると思いますが、特に労働基準監督官は、非常に数が少ない上に、他の仕事に従事して、本来の業務に専念できない、そういう職務の方も相当いらっしゃる、そういうことを聞いておりますが、その対策についてはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○和田政府委員 事業場の数あるいは適用労働者の数が相当な勢いでふえておりながら、監督官の伸び率がそれに均衡がとれていないという点は、御指摘のとおりでございます。しかし、そういうことで労働災害の防止がおろそかになるようなことではなりませんので、私どもとしては、災害の防止ということに一番の重点を置いては、災害の防止でございます。おかげさまで、民間の協力も得まして、最近では災害の発生状況は減少傾向にある状態ではございますけれども、なお相当数が多いというところは、まことに遺憾なことでございます。私どもとしては、さらにより一そう重点を安全衛生というところに注いで、災害防止に努力してまいりたいと思っております。四十三年から第三次の労働災害防止基本計画をつくり、それぞれ年次計画を立てていましておるところでございます。

また、先生がいま御指摘のように、監督官がほかの仕事をするために、監督官としての機能が発揮しにくいということでございますが、そういう

面も確かにございますので、できるだけ事務を機械化したしまして、署内事務をできるだけ事務官のほうに集中をして、監督官は監督官として本来の業務に尽瘁できるように、そして、その監督官が働きやすいような機動力をつくる、こういうようなことで、監督官が有効に動くような情勢をつくってまいりたい。予算的にもそういうような措置をすでに講じております。

そのほか、四十五年度におきましては七十五人の監督官の増員が見込まれて、もちろん十分ではございませんが、今後におきまして監督官の増員ということについてもさらに努力をいたしまして、災害予防についてできるだけ努力をいたしていきたい、かように思っております。

○古寺委員 労働省としての増員要求の数は四百二十一名である、そういうふうになっております。それに対して今年度は、先日審議されました家内労働法も新たにできまして、それらのことを考えますならば、とうていこの七十五名では十分な監督行政というものはできないのじゃないか。非常に心配なわけなんですけれども、その増員要求に対して、七十五名でもって十二分な監督行政を行なっている自信があまりないのかどうか、この点について承っておきたいと思っております。

○和田政府委員 確かに、先生が御指摘になりましたように、労働省が人員要求をいたしました数は相当の数でございます。一応の年次計画をつくりまして、そのうちの第一年度というふうなところで要求をしましたが、政府部内の、要するに定員増を極力押えるという全体のワクの中の作業ということになりまして、結果的には七十五人に落ちついたわけでございます。私どもとしては決してこれで満足をしているものではないと思っております。それは、先ほど申し上げましたような事情がありますので、ぜひ監督官の増員は、何としてでも今後さらにふやしていく努力をいたしてまいりたい、かように思っております。

○古寺委員 ただいまの局長の御答弁にございましたが、労働大臣はこの点についてはどのように

お考えでございますか。

○野原国務大臣 日本経済の今後の成長発展をさせるものには一にかかって労働問題である。したがって、労働の質あるいは量ともに飛躍的な増大が今後考えられておりますが、そういうことを考えてみますと、労働行政の対策に遺憾なきを期したい。現在の労働基準局の監督官の数は、その点から見ますとまことに心ざびしい感じがいたします。したがって、いかにして必要にして十分なる人員を確保するかという問題は今後の課題の最も重大な点であろう、こういう点で、私どもは家内労働法の問題であるとか、あるいは労働災害補償法の改正の問題であるとか、あるいは労働災害の最近多発の情勢であるとか、いろいろな点を考えてみますと、今後ひとつ思い切ってそれらの対策を立てていきたいというふうに考えておりますが、まあ一気にとりかかるといふような飛躍的な拡大はなかなか容易でないと考えます。しかし、少なくともこの際、計画を立てまして、思い切って従来の増員の程度をはるかに上回るようなことにしなければ、とうていそれは十分ではない、こういうふうに考えております。今後はこの点で大いにその政策に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さま方の特段の御協力をお願いする次第でございます。

○古寺委員 昭和四十四年の十一月に白ろう病に對するいろいろな措置が決定されております。ところが、これはほとんどが国有林に從事している方々であつて、民有林の林業従事者に対する白ろう病の認定というものは非常に数が少ないわけでございます。チェーンソーにいたしましては国有林では五千台使つてゐる。ところが、民有林においては七万五千台も使用してゐるわけでございますが、こういう業務上の認定が非常に不十分でございます。こういう点についても、これは私はやはり監督官が少なく、そういうことが非常に影響しているんじゃないか、こう思いますが、この内容はどういふふうになつてゐるのでございませうか。

○和田政府委員 国有林に比較しまして民有林におきまして白ろう病の発生は確かに少のうございませう。これは実は作業形態が相当国有林と民有林と違ふところにもございまして、雇用形態は、確かに雇用をしておりますけれども、まあ一種の請負的な雇用形態というふうなものもございまして、一つのグループでいろいろ仕事をされる。したがって、チェーンソーを使う時間が、国有林の場合のように専門的にやられずに、いろいろなことを取りまぜてやられますから、そういう意味でチェーンソー使用時間が意外に少ないということなども、民有林における白ろう病の発生度合いと申しますか、そういうものが低い理由の一つではないか。しかしそれだけではもちろんございませんで、監督官の不足のために監督が不十分になつてゐるという点も確かに否定できない面があるかと思ひます。こういう点につきまして、実はことしの二月二十八日に、従来からの御論議あるいは外国の文獻、そういうものを集めて研究委員会を持つておりましたが、その結果に基づいて予防体制、作業時間、健康診断、そういうふうなものを含めて指導方針を各都道府県の基準局長あてに指示をいたしますとともに、林業労働災害防止協会に對しましても協力を求めまして、今後有効な予防のための行政指導をしていく。

それからもう一つは、何といひましても実態を明らかにすることが重要でございますので、四十五年度におきましては、林業労働者の白ろう病の実態をつかむための実態調査を予算上計上いたしまして、この実態をよく見きわめました上で有効な措置を講ずるようになつていきたい。したがって、そういうような実態調査その他によりまして、これからの職業病としての認定のために必要な措置、こういうような行政措置もさらに進めるように努力をしてまいりたいと考えております。

○古寺委員 この民有林の白ろう病は、これから非常に数が増えるのではないか、そういうふう

心配されます。と同時に、いままでお話があったように、監督官の数が非常に少ないということが日本の労働行政にとっては非常に大きな課題でございます。この点につきまして、行管庁はどういうわけでこの増員要求に対して七十五名にしたかという点につきまして、行管庁の考え方を承っておきたい。

○**閣説明員** 御指摘のように、適用事業場の数がふえております。監督官の数はそうふえておりませんが、これはひとり監督官だけの問題ではございませんで、一般に関係の公務員というものはそんなに事業場がふえたからといってふえているわけではございません。監督官の問題では、労働災害の防止のため、そういう面で非常に重要な役割りを果たしております。私は私どもも理解をいたしておりますのでございまして、結果的に四十五年度の七十五人の増というところは、いろいろ御不満もあらうかと思ひますが、労働省ともいろいろ御相談の上、きついかもしれぬけれどもこの辺でやりましょうということ、この増員だけに限らず、基準局長の答弁にもありましたように、機動力の増強であるとか、あるいは配置の合理化であるとか、あるいは監督の効率化であるとか、そういうような施策とあわせて、特に労働災害の防止に重点を置いて施策を進められるよう期待しております次第であります。

○**古寺委員** そうしますと、この間いろいろ労働者が職業病になったりあるいは労働災害の危険にさらされておられるわけでありまして。そういう点については、要望に添えないけれどもやむを得ない、そういうようなお考えなんです。それとも、来年度からは要求どおり増員するということお考えでございますか、お尋ねします。

○**閣説明員** 労働省といろいろ御相談をいたしましたところでは、不十分ながらもこれで何とかやれるというふうに考えております。

なお、将来のことについては、要求が出てまいりませんとわかりませんが、われわれも、たしまたしても、将来ともこの増員については努力

をいたしたい、かように考えております。

○**古寺委員** そうしますと、労働省のほうでは非常に足りない、こうおっしゃっております。行管庁のほうは、これでやれると思っております。非常に食い違っているわけではございませんか、実際に労働省当局としては、いろいろ現在の労働行政の実態からしてこれだけの要求をしていると私は思うのです。その労働省とのいわゆる話し合いといいますが、そういうものが非常に足りないように思ひます。今後この点につきまして、十二分に検討の上で、増員の要求を満たして、労働災害を防止するようにお願いしておきたいと思ひます。

次に、最近におきましては、技術革新に伴いまして、各種の有毒物が工場内で使用されておりますけれども、これらの実態をどういうふう把握しているか、また、このような有毒物によって発生する災害の予防についてはどのような施策を講じておられるか、承りたいと思ひます。

○**和田政府委員** 御指摘のように、技術革新に伴いまして、いわゆる新しい有害物質が相当な勢いで生産現場に出てくることは事実でございます。そのために、従来と違った用途に使用されるようなものが出てくる。あるいはカドミウムとか五酸化バナジウム、それからメチルアミン類、こういうようなものがその例でございます。また、全く新しい物質が開発をされてくる。例を申し上げますれば、アクリル化合物というようなものがそういうものでございますが、こういうように種類、性質が非常に複雑多岐にわたつて、今後の技術革新は、ますますそういう新物質についての種類の増大が考えられるわけでございます。これに對しましては、何といひましても新しい物質の実体をきわめるということが何よりも重要なこととでございます。労働衛生研究所で、毒物の問題についてこれから積極的に取り上げていこう、あるいは学者の方にお願ひをいたしまして、委託研究でもってこの内容を明らかにする、そういうことをいたしまして、それらを分類整理をいたし

まして、実は各監督署に手引き書のようなものをすてに配布をいたしております。こういう物質はこういう毒性があり、こういう予防対策が必要である、こういうような監督指導の方向をすてに打ち出しておりますが、そういうようなものを、ハンドブック等を基本といたしまして、監督官としては各工場、事業場に対する監督指導を進め、あるいは労働衛生モニターというように、関係者からの報告を得るというように、あるいは傷病報告を受けておりますが、それらを分析いたしまして、共通の問題については、全国的にその内容を広げていく、こういうようなことでやっております。

こういうようにしまして、私どもとしては、日常の監督指導を行なうとともに、本省におきましては、中毒予防のための基準をつくつて、それから関係の労使に対して、先ほども申し上げましたが、毒性の周知をはかつていく、それから関係事における実質的な作業管理規程をつくらせる、こういうようなことで、今後これらの新しい物質に對する防護措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○**古寺委員** 大阪の高速印刷というのがございすね。ここでは、いろいろな有害物が使用されているにもかかわらず、全くその表示がなされてない。しかも成分の不明ないろいろな溶剤が使われておる。最近、ほとんど姿を消したはずのベンゼン、これが排気装置もないところで毎日一本づつ使われたり、あるいは狭い部屋の中で、排気装置のないところにトルールがふたのないままに使用されておる。そういうような報告を聞いております。さらにまた、これと関連いたしまして、いろいろな企業において、有機溶剤の中毒予防規則というのがございす。これがほとんど守られておらない、そういうことも承っております。こういう点につきましては、労働省としては、どういふ対策を一体考えておられるのか、承りたいと思ひます。

○**和田政府委員** 大阪の高速印刷の件につきましては、実は私ども、いまだ承知しておりませんので、内容については、調査をして報告を申し上げたいと思ひますが、有機溶剤一般につきましては、有機溶剤中毒予防規則を設けております。この規則は、確かにまだまだ新しいほうに属しておりますので、一般に對する周知という点で欠けるところがあるかと存じますが、私どもとしては、有機溶剤を扱つておる事業場については、特別の衛生監督指導をする指定もいたしまして、その徹底をはかつていくという基本的な方針をとりまして、そういうようなところには監督の濃度も高めていく、あるいは衛生関係のものの行政指導も強めていく、こういう方針をとつていっております。今後さらにそういう線に沿ひまして努力をしていきますとともに、関係の労使の方、その毒性に対する理解を十分に深めてもらうことが何よりも重大だろふと思ひますので、そういう点につきましては、ぜひ関係労使を指導してまいりたい、かように考えております。

○**古寺委員** 先日もお話し申し上げましたけれども、桑名のビニールサンダルの中毒の問題ですが、安全なはずのゴムのりが、いろいろな中毒症状を起している。この三月に行なわれた環境の測定によりますと、許容量とされている一〇〇PPMをはるかにこえる四〇〇から一〇〇〇PPMのノルマルヘキサンが各作業場で検出された、こういうふう言われているわけでございます。

【委員長退席、小山(省)委員長代理着席】
現地においては、聞くところによりますと、名大かどこかにお願ひをして、五月の末までにその結論を出すということも承っておりますけれども、これに對して労働省は一体どういふ対策を考えておられるか。と同時に、これは桑名だけではなく、東京においても、あるいは静岡、大阪においても、現実にこういうようなことが起きています。そういう問題に對して、労働省は、事件が起らないうちは放置しておくのかどうか、その対策をお聞きたいわけですが、

○和田政府委員 桑名の具体的な事件につきましては、安全衛生部長のほうからお答え申し上げることにいたします。一般的な考え方でございますが、いま御指摘のありましたのは、実は相当部分が家内労働ではないか、かように考えております。特にビールなどのりづけは家内労働でございますが、そういう点につきましては、実は先般委員会でも御可決をいただきました家内労働法案でもって今度はそういう規制ができるようになります。特に家内労働で世上の関心を引くに至ったヘップサンダル、これの有機溶剤でございますが、そういう点で、私どもは、家内労働に対する規制の問題は、ぜひ力を入れていきたい。先生御指摘の、事故が起きてあとからやるのか、こういうのを決まらせておきたい。しかし、先ほどもお答えしましたように、なかなかわかりにくい物質がありますので、とかく後手に回るのも、実情としてある程度やむを得ない点があるのは御了解をいただきたいと思いますが、私どもとしては、常に積極的に有機溶剤の中毒問題の防止に努力していきたい。かように考えております。

○東村説明員 ただいま御指摘の桑名の件でございますが、詳細は、まだこれから調査しないと申し上げられませんが、ただいまお話のございましたように、ベンゼンゴムのりではございませんで、ノルマルヘキサンというところでございますが、ベンゼンゴムのりというのは、御承知のように非常に毒性が強いのですが、いまのノルマルヘキサンにいろいろ問題が出てくるという御指摘であります。そこで、それらの問題を規制いたします有機溶剤中毒予防規則、これを現在どう改正したらいかが検討中でございますので、そういうものをもうさらに善処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○古寺委員 多くの企業は、研究者に対する研究に対して、これを拒否したり、あるいは職業病と

診断する医師や研究者にかかることを禁じたり、あるいは国に対しても、傷病の範囲を縮小するように圧力をかけている、そういう話を聞きましたけれども、そういう事実はあるのでしょうか。

○和田政府委員 研究所でございますが、私どもは職業病の問題について消極的な扱いをする気持ちは全くございません。当然有効な予防措置を講じてもらわなければならない。特に安全衛生規則とか有機溶剤中毒規則とかいろいろ規則がございますから、それに従ってぜひやっていただかなければならぬと思います。ただ研究所という性格からしまして、常に新しいものを開発されるということもございます。意外な手技なりもあるかと存じます。しかし、その扱っていらっしゃる研究員の方は、そういうことに非常にお詳しい方でございますので、ぜひ私どもの基本的な考え方を研究所にもよくお伝えをしまして、いやくも隔蔽するということのないような指導をさせていただきたいと思っております。

○古寺委員 災害をこうむった労働者に対しては、医療とともにリハビリテーションを行なうことが、その後の労働者の社会復帰にとってきわめて重要なことであると考えますけれども、労災保険においてはこれらの措置が十二分に講ぜられているのでございましょうか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、被害を受けた労働者の方でございまして、早く社会復帰をされる、そうしてその持つておられる機能を十分に發揮できるように状態をつくり上げるためには、リハビリテーションというのが非常に重要な意義を持つておる、かように私どもも十分認識をいたしております。そのために、労災保険として、その一環としてしまして、労災病院を中心にして医学的、職能的なリハビリテーションの実施ということに重点を置いておまして、各労災病院はほとんどこれらに必要な施設を持つておると申し上げていいと思っております。さらに、必要に応じては、義肢あるいは車いすというような補装具を無料で支給をいたします。特に脊損患

者の方は下半身が麻痺状態になっているというような状態でございます。この社会復帰のためにいろいろな措置が必要でございます。先ほども申しましたような車いすの問題、あるいは退院をされましたいよいよ社会復帰をされますときには、家の構造を変えなければいけないというような問題が出てきますが、そういう場合における社会復帰資金の貸し付け、あるいは自動車につきましても特殊な構造を必要としますが、そういうような自動車購入の際の資金の貸し付け、こういうようなこともいたしておりますし、またリハビリテーション作業所を全国に六カ所現在労働福祉事業団が経営いたしておりますが、ここでは脊損患者の方々が治療、健康管理を受けながら各作業に ついての指導を受けて、それで一本立ちになられて健全な社会復帰をしていただくようなことをいたしておるということが現在の状態でございまして、今後におきましては、これらに対する開発もいろいろ進んでおるようにならざるを得ないと思っております。それらの成果を受け入れながら、ぜひ労災保険の保険施設としてリハビリテーションについては重点を置いて考えていきたい、かように考えておるわけでありまして。

○古寺委員 いま局長からお話のございましたが、大臣のお考えはどうでございましょうか。

○野原国務大臣 積極的にリハビリテーションを行ないます。一日もすみやかに社会復帰ができれば、さういふ対策を講じてまいる所存でございます。

○古寺委員 昨日もだいたい論議されたのでござい

ますが、平均賃金は災害発生前三カ月の賃金で算定をしますけれども、その算定の中にはもちろんボーナスは含まれておらない。そのほかに私病でもって十日なりあるいは一週間休んだ、そういうふうな休業があつてもそのまま計算されるために非常に低くなるわけでございます。こういう矛盾は労働者にとってはまことに不利であるので、労働者にとって有利な、生活の実態に合わせた適正な算定方法に変えるべきではないか、こういうふう

に考えるわけでございますが、この点について労働大臣はどういうふうにお考えになっておるか、承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 労働賃金の問題につきましては、最近の情勢を考えますと、労働者に有利なような算定をすることが妥当である。それで、わが国のボーナスというものは日本の非常に特異な形態であるということをいわれておりますが、ボーナスというのはある程度生活給であり、賃金の一部であるというふうな理解が最近いわれておるわけでありまして。ボーナスの算入という問題――その全部の算入は困難であるとしても、ボーナスによつて支給されるものもある程度加えてまいらる必要があるのではないかと考えておるわけでありまして。この問題につきましては、ただいま労働基準法研究会その他で御検討いただいておりますのでございまして、近いうちに結論が出ると思ひます。私どもはその結論を待ちまして、今後の労災法の問題、補償の問題等にも、できるだけ働く人たちのためにこれが正しく評価され、実態に合うような算定で支給ができることを望ましいと考えております。そういうことで、現在のところ調査の段階でございますので、その結論を待ちまして今後の対策を講じてまいりたいと思ひます。

○古寺委員 ボーナスはぜひ大臣の御答弁のうちに含んでいただきたいということを御要望申し上げます。ただいま私が質問申し上げましたのは、私傷病によつて三カ月の間に十日なりあるいは一週間休みますと、その分低くなるわけでございます。その点についてこの算定方法を変えなければ、たまたま病気で休んだ三カ月でもって計算されますと、非常に平均賃金が低くなるわけでございます。そういう点について外国の例を見ましても、年間を通して調整するとかいろいろな措置が考えられておるようでございますけれども、そういう点に対するいわゆる愛情のあるあたたかい配慮というものが今後の労働行政については必要ではないか、そう考えるわけなんです。その点に対する御答弁がございませぬので、

お願いしたいと思います。

○和田政府委員 全体的な問題は、大臣からお答え申し上げましたような方向で平均賃金の問題を考えておりますが、いま御指摘の具体的な問題であります。業務上の問題につきましては、すでにその点を考慮して法律で規定がなされております。それに対しては、いわゆる私病と称せられる場合の問題につきましては、確かに法律的にはそういう規定がございませんで、いまは一応その休んだときのものを平均的に割っておりますが、十二条の末項に、算定しにくいときには労働大臣のほうで一定の基準を示すことができるというふうな規定もございしますので、今後はいまだきまして、あまりにも低くなるということではたいへんでございしますので、十分研究をさせていただきます。かように考えております。

○古寺委員 ただいま局長からの御答弁にもありましたように、大臣の権限によってその基準をつくることのできるようでございますが、労働大臣はこの基準をつくって、そしてこういう点の矛盾を改めるお考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○野原国務大臣 御指摘の問題は、前向きに検討してまいり所存でございます。

○古寺委員 これは昨日もいろいろお話がございましたけれども、わが国の低賃金を考えますと、ILOの百二十一号条約の水準に達したといつても、その実態は非常に低くなっているわけでございします。そこで、その分を補充する意味において給付率をもっと引き上げるべきではないか、そういうふうにも考えるわけでございしますが、今後この給付率について改善するお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○和田政府委員 給付率につきましては、今回の法律案で障害年金、遺族年金というのは給付率の引き上げをお願いをしておるわけでございします。ただ、今回の改正で休業補償率の引き上げについてはお願いをしております。これは実はILO

の百二十一号条約で六割ということになっておりますが、現行法の規定も六割という同じ水準でございしますので、お願いをしておらないわけでございします。ただいま先生が御指摘の、しかし日本は低賃金であるので、諸外国から比べれば低いから、したがって休業補償の給付率も上げるべきではないかという御趣旨のように拝聴いたしました。これはその国々の賃金事情というものがございまして、その国々の賃金事情及び生活状態というところで賃金がある程度きまっております。ございしますので、にわかにはほかの国と比較して安いということばかりも言えないのではないかと。特に、最近におきましては、賃金の上昇率は世界の相当産業の進んだ国の中では日本が最高の上昇率を示しております。近い将来にはヨーロッパを追い越すようなことも考えられておるといふようなことを勘案いたしますと、休業補償率の引き上げの問題については、一応それ自体は国際水準に達しておりますこともあり、賃金の上昇率が非常に高くて、近い将来には、いわゆる先進国といわれるところの賃金を上回ることも考えられる。あるいは休業補償につきましては、国内のほとんど全部の制度が六〇％というふうなことでございします。さしあたりはそういうことによつて現在の給付率のままでやつてまいりたい、かように考えております。

○古寺委員 七百七十円の最低の方ですね、こういう方の計算をしてみただけです。すると四百日分を奥さんと子供さんが二人いらつしやるといって、だきまして、その後一年間にどのくらいいただけるかという、十一万二千円しかいたらないわけですね。これでは子供二人かかっている奥さんは生活していけないんじゃないか。最初に四百日分いたいたお金は、三年間なら三年間に使い果たしてしまふでしょう。その後一年間に十一万二千円の年金では生活していけないんじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、そういう点はどうでございましょうか。

○和田政府委員 実は休業補償の最低を七百七十円ということに今度改定をいたしますのは、最近におきまして最低賃金の動向がおおむね七百五十円程度が中位数というふうなことでございしますので、それを勘案をして七百七十円に上げるわけでございますが、これは実はこの労災賃補がございしておりますが、これは実はこの労災賃補がございしておりますので、七百七十円という問題も、賃金の動向とかかね合ひでできたものでございまして、そういう点では制度的にやむを得ない面もあることは御了承いただきたいと思います。

○和田政府委員 一九六八年の製造業について申し上げますと、日本を一〇〇といたしますとアメリカが四四・七、三、イギリスが一八四・〇、西ドイツが一七八・〇、イタリアが一〇五・八でございまして、資料の出所はILOの労働統計報告でございします。なお、日本の賃金につきましては労働省の毎動によつて算定をしております。

○古寺委員 したがって、今回ILOの水準まで給付率を引き上げた、こういうふうにおっしゃつておられますけれども、この給付率でいきますと、ただいま御答弁があったように、結局は生活保護に転落をしなければならぬような方という今回の改正案だと私は思うわけでございします。したがって、一生懸命に労働をやつてこ

られた方が、不幸にしてこういうふうな事故になつた場合に、それに報いるものが生活保護への転落であつてはならないと私は思うわけでございします。今後ひとつこういう面については、十二分に検討の上になつた上で、給付率を改善するなり、あるいは何らかの方法によつて生活を保障するようになつていただきたいと思います。

時間がかかっていますので先へ進みますけれども、今回新たに自宅療養者に、長期傷病者に対して介護料として一万円を支給することになりました。しかし、一万円ではどうも私は十分な介護料とはいえないんじゃないか、これは当然実費をもつて払つていくようにしたほうがいいんじゃないか、そういうふうにも考えるわけでございしますけれども、労働大臣は、この一万円の介護料についてはどのようにお考えになりますか。

○和田政府委員 一万円を考えた根拠について私からちょっと申し上げさせていただきます。自宅におきます長期傷病者につきまして今度新たに介護料を月一万円を限度として差し上げるといふことになりました。これは入院中の長期傷病者については病院の側でいろいろめんどうを見ますので、それとのかね合ひで、自宅療養の方には家族の方が何くれとなく看護に当たられる、いわゆる介護をなさるといふこともございまして、その介護料をぜひ設けたいというように考えておつたわけでございします。この点は労災保険審議会の建議の中にも、おおむねそういう一万円程度のことをお考えのような感じの答申がございましたので、これを国にありまして介護料のいろいろの制度を見てみますと、原子爆弾による被爆者の場合とか、あるいは一酸化炭素中毒患者に対する介護料とか、公害による健康被害の救済特別措置による金とか、あるいは生活保護による在宅患者の加算の問題とか、現在わが国でいろいろ実施されております公的なものを勘案いたしまして、大体そのうちの一番高いところをちょっと上積みしたようなところで一万円を計算した、こういうこと

ございまして、今後これらの全体のいろいろの同種類のものとの兼ね合いもありますし、介護の実態に対する調査等もいたしまして、必要に応じて引き上げをするということも将来の問題として考えさせていただきますと思います。

○古寺委員 彼の制度の兼ね合いから、他の制度が九千円であるから労災は一万円にした、こういうお話だと思ふのでありますけれども、そういう制度との兼ね合いではなくして、やはり実際に長期療養をなさる傷病者の方々の立場に立たれてお考えになっていただかないと、私は困ると思ふ。いままでだんだんさがりにそういう病人で入院をしておった。それが退院をしてくる。以前は奥さんがどこかへ働きに行っておったのが、介護のために今度は働けなくなりました。そうしますと、今度は一万円の介護料でもって生活をしなげればならない。そういうような結果になるわけでございます。この点につきましては、今後ともひとつ十二分に検討していただいて、これらの長期療養の方々の立場に立った介護料というものを考えていただきたいと思います。

次には、最近では外傷性の脊損患者が非常にふえております。この脊損患者の中で、三十五年以前の打ち切り者に対する入院療養費といたして、一万円支給をされております。これは、その後の脊損患者の方々は年金を受けている方もいらっしゃるわけでございます。一万円というところは非常に少ないんじゃないか。これはもう少し引き上げてあげないといけない。しかも数もわずかに三十二名しかいらつしやらないそうでございます。で、これらの方々に對しましては何とかしてひとつもう少し引き上げてめんどうを見ていただきたい、そう思うわけですが、大臣はこの点についてはどうお考えでございますか。

○和田政府委員 事務的な説明を申し上げます。あとから大臣の御答弁を賜ふことにいたします。

昭和三十年にけい肺等特別保護法ができましたときに、年金になるのかあるいは打ち切り補償を

受けられるかということ、打ち切り補償を選ばれた方につきましては、結局法律的にだけ申し上げますと、打ち切り補償を差上げたのでありますから、薄情な言い方でございますが、労災保険とは一応縁が切れたわけでございます。しかしそうばかりも言っておれませんので、現実にはいわゆる保険給付というところであつて、労災保険の保険施設というところをとりまして、三十二人の方かと思ひますけれども、療養を続けていただいております。そして入院して療養していただいている金は一切、そのまま保険施設ということでごめんどろを見ておるわけでありまして、しかしその後の状況を見てみますと、入院費だけではどうも足りない。脊損の方でございますので、何かと手間がかかると思います。どうしようか、そういう問題もあれば小づかいの問題もあるというようなことで、昨年の労災保険審議会でも何らかの措置を講じたらどうかという御指摘もございましたので、それで今度新たに、小づかいその他雑費に充てていただくという趣旨で一万円の支給をするような措置を講じたわけでございます。

これももちろん保険施設でございます。本来の労災保険の給付それ自体ではない、こういうことでございますので、これらにつきましても、特に本来の保険給付をされている方と同一視することはなかなか問題があるように思ひますが、一万円ということにいたしましたのは、先ほどの介護料等もございまして、そういう趣旨で、手厚くしようという意味で設けたものでございまして、御了解をいただきたいと思います。

○野原国務大臣 実は私、詳しくなかったもので、先ほど答弁をしながらつたわけでありましたが、先ほどの介護料の問題といたして、ただいまの脊損患者の方々に對する措置といたして、労働省の対策として、かなり行き届いた対策を講じたというふうな印象を受けておるわけでございます。いままでそういうことがなげでなかつたかというより、今度こういう道を開いてやろうというように、この労災法の改正という問題を契機に

そこまで行き届いた対策を講じたということについては、よくやったものだといふふうに私は考えております。それが十分であるかどうかという点については、これはどうも御指摘のとおり必ずしも十分じゃないと思ふのであります。いままでやらないで済んだものをせめてこれだけやつてやろうというのでありますから、そこらところについて道が開けた、今後はそういう問題は、国の経済の状況あるいはいろいろな問題と関連して、一万円やればそれで済むといふんだというのでなく、情勢によつてだんだんと改善していくということが必要であらうと思ひます。そういう面でも、これからも十分注意してまいりたいと考えております。

○古寺委員 まあ三十二名の方でございますから、一カ月一万円ずつアップいたしましたも三十二万円あればいいわけでございます。二万円アップした場合には六十四万円いいわけでございます。ぜひひとつ労働大臣に、こういう三十二名の方々のためではありますけれども、何とかひとつ大臣の任期中に、思ひ出に残るように、この三十二名の方々の問題を改善するように御要望を申し上げておきたいと思ひます。

時間がないので先へ急ぎますが、脳卒中や心臓疾患で業務上になつてゐる件数は一体どのくらいございましてしょうか。

○和田政府委員 四十三年におきまして、その他業務に起因する疾病全体で千二百六十一件でございますが、この中に脳卒中あるいは心臓疾患、そういうふうな方で労災で業務上として扱つたものが含まれておりますが、実は統計がとれておりませんが、その点はお許しをいただきたいと思います。

○古寺委員 作業中に倒れても業務上と認定される例はほとんどない、そういうふうな承つてゐるのでございますが、仕事をしている場合は当然業務上と認定すべきではないか、こういうふうな考へるわけなんです。そういう点に對する認定の基準があまりにも片寄つてゐるんじゃないか、そう

いふふうに考へるわけでございますが、こういう点については労働省では検討したことがございまして、また今後はこういう点について、もっと現実に即したいわゆる認定の基準というものを定めるべきではないか、こういうふうな考へるわけでございますが、どうでございますか。

○和田政府委員 脳卒中につきましては、実は業務との関連が非常にむずかしい問題がございまして、業務といふよりはまあ私病として扱うほうが普通であらうと思ひますが、特にそれは既往症とかあるいはその方の体質とか、そういうような問題が混在をしておる脳卒中が、そういうふうな問題で、なかなか業務上として扱うことがむずかしい問題がございまして、普通私病として扱うのが多く、ただ仕事で、きつめて精神的な緊張を要するような仕事をあるときに臨時的に非常にやらされておつたとか、あるいは非常に繁忙な業務の中で、普通の状態よりもさらに繁忙な状態の中で働かされておつたので非常にからだの疲労が加つて、そのために普通ならば脳卒中にならないところが脳卒中が出たというふうなことが具体的に認定されるところには、私どものほうで脳卒中の場合でも業務上ということにいたしてあります。その認定が非常にきびしいのではないかと、いうような御判断でございますが、それは脳卒中が普通医学的に見ますと業務との関連が非常に少ない、こういうことがいわれておりますので、いまいち行政経験もだんだんと積んでまいりまして、いろいろのケース、ケースが積み上がつてまいります。それらのことを十分私どもとして研究いたしまして、もし認定について必要な改善を加えるということがそれらのケースの積み上げによつて必要になつてまいります場合には、十分検討をさせていただきます。

○古寺委員 きようは時間がないのであまり申し上げませんけれども、最近のいろいろな職場の状況を見ますと非常に過重労働——あるいは社会福祉施設なんかにはいたしまして、赤ん坊を一日に

何回もだっしななければいけないとか、あるいは身体障害者の子供さんをいろいろめんどろ見なければならぬ。ところが定員が足りないために、過重労働に陥っている。そして心臓の疾患あるいは脳溢血で倒れるという方々もいらつしやるわけだ。いろいろなケースがございますけれども、今後ますますこういう問題は増加の傾向にございますので、認定の基準につきましては今後ひとつ検討をして、当然業務上とみなされるようなそういう疾患については、これは業務上とみなすようにお願いをしておきたいと思ひます。

時間がございませぬので、船員保険のほうに移らしていただきます。

船保の今度のあれを見ますと、葬祭料の引き上げが行なわれていないようでございますが、この点はどういふふうになっているのでございませうか。

○梅本政府委員 労災保険におきまして葬祭料が、三万五千元に給付基礎日額の三十日分を加えた額でございまして、今回労災のほうで三万五千元を六万円に改めようという改正でございます。船員保険の葬祭料につきましては現在立て方が違つておりまして、標準報酬月額二月分に相当する額を支払う、こういうふうになっておるわけでございます。この点は、いわゆる労災保険法のもとになつております基準法と同じような感じの、船員保険法のもとになっております船員法におきまして職務上の死亡にかかる葬祭料の額が、標準報酬月額の二分相当地というふうになつておりますので、それを受けましてこういう立て方になつたわけでございます。したがって、この問題につきましては先ほど申しましたように立て方が違つておりますので、この辺、しかもその職務上外を問わないで二分分ということになつておりますので、健康保険との関連もございまして、まあそういう立て方の問題も含めまして今後検討をしていくというふうになつておりました、社会保険審議会の答申におきまして、今後引き続きこの問題について検討すべきである、こういうことになつております。

なつております。この立て方の問題も含めまして今後検討してまいりたいと思つております。

○古寺委員 今後十二分に検討して、ILO条約の中にもあるわけでございますので、ぜひこれは引き上げていただきたい。標準報酬月額一万二千元の方は、二月分ですと二万四千元でございます。二万四千元ではとても現在葬祭料としては、これは合わないわけでございます。十二分に検討していただきたいと思ひます。

次に、青森県の八戸市のイカ釣りの船員保険の加入率が非常に低かつた、こういうことを以前聞いたことがございまして、現状はどういふふうになつていましてございませうか。

○高木(玄)政府委員 八戸地区のイカの釣りの問題につきましては、昭和二十八年から比較的雇用関係が明確でございまして船長とか機関長あるいは通信長、漁労長といったような運航要員につきましては船員保険を適用してまいつたのでございまして、昭和四十三年七月以降は、いわゆるイカの釣りにつきましては海運局におきまして雇入れ公認が行なわれた者は全面的に適用する、こういうふうな措置いたしております。したがって、船員保険の被保険者となるべき船員法の船員は全部適用になつていまして、こういう状況でございます。

現状を申し上げますと、八戸地区におきましてイカの釣りにつきましては、このイカ釣りの最盛期が十月、十一月でございますが、この時期におきましてはイカの釣りの子約六千四百人について船員保険の適用をいたしております。

○古寺委員 このイカ釣りの船員保険につきましては、強制的に全面適用したために非常に保険料が滞つておる。聞くところによりますと、約一億五千万円くらいの保険料が滞納になつていまして、そういうことを聞いておるわけでございますが、それはどういふわけでございますか。

○高木(玄)政府委員 ただいま先生の申された数字でございますが、昭和四十三年の決算で参りま

すと、八戸地区のこの関係の保険料の滞納額が四千三百五十八万円でございます。毎年四千万円程度あるいは五千万円程度の滞納額でございますが、これはイカ釣りの関係の船舶所有者が零細な船舶所有者が多いためにこういう問題が起きてくる、かように考えております。

○古寺委員 そうしますと、今後ますますこの滞納がふえるというところになるわけでございますが、こういう零細な八戸地区のイカ釣り漁業に対して、水産庁は一体どういふような対策を講じておられるのか、承りたいと思ひます。

○藤村政府委員 現在のイカ釣りはたゞいま厚生省のほうから御説明ありましたように零細でございまして、雇用関係もいままではあまり明確でございまして、釣りの移動がある程度激しく行なわれておつたこともございまして、そういう点がございまして、私どももいたしましては四十二年からイカ釣り省力化研究会というものを設けまして、その会議で、イカ釣りを近代的な器具で漁労をする、いままでのように一人一人がイカを釣り上げるというのではなくて、機械によつて釣り上げる省力化をいたしまして、企業としてのイカ釣り漁業に持つていくように指導いたしております。現在この省力化研究会の研究がほぼまとまりまして、これからその機械化を推進するように業界に働きかけてまいり所存でございます。

○古寺委員 水産庁としては、このイカ釣りの船の省力化の研究をつくつて、そしてそのモデル船をつくる、このモデル船につきましては八千万円もかかる、こういうふうなことを聞きました。そういうモデル船ができれば、八戸の零細な業者ではこういう船の建造はとうていおぼつかないわけでございます。さらにまた、中小漁業振興特別措置法というものによる融資制度がございまして、この中にはイカ釣り漁業は含まれておらないうえ、また、いろいろな融資制度を見ましても、船員保険資金による融資状況を見ても、八戸の場合には非常に保険料の滞納等があつて思うように融資

が受けられない、いろいろな面において恵まれない、そういう立場におられるわけでございますが、こういう点について、今後中小漁業振興特別措置法に基づいていゆる融資対象の中にイカ釣り漁業を含むお考えはないのかどうか伺ひたい。

○藤村政府委員 中小漁業振興特別措置法によります指定漁業には、たゞいまイカ釣りはなつておりませんが、その理由をいたしましては、イカ釣りは現在、先生御指摘のように、非常に小型なものから比較的大きい、百トン前後のものまでございまして、日本全国で約三万以上になつておりました、イカの漁期だけイカをやりますと、あとは兼業というところで、兼業が多くなつております。兼業形態も非常にいろいろの形態がございまして、それから先ほど申し上げましたように、雇用制度につきましても、正式な雇用関係というものが比較的確ではなかつたといふことがございまして、これに對しまして中小漁業振興法によります振興計画というものが全国一律に立ちかねまして、現在のところ四十五年度は見送つております。

それで今後このイカ釣りの漁業の振興につきまして、中小漁業振興特別措置法でやるのか、現在やつております漁業近代化資金によります融資によつてこれを振興いたしますか、その点今年度十分検討いたしまして進めてまいりたいと思ひます。中小振興について、これをやらないうといふわけはございませぬ。本年度もう一年十分検討いたしたいと思つております。

○古寺委員 これは各省にわたつての非常に複雑な問題でございましてけれども、雇用関係が非常に前近代的な雇用形態である、こういうふうになつていけるわけなんです、これに對して海運局のほうでは、労務官がたつた一人しかいらつしやらないわけなんです。そこで、八千人以上ものぼるイカ釣りの労務の指導が行き届いていのかどうか、非常に疑問なんぞございまして、運輸省のほうではどういふふうにおやりになつていけるので

○高林政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、八戸海運支局におきまします船員労働官は現在定員一名でございます。そういう点で八戸地区におきましますところのイカ釣り漁業の船員労働官については、必ずしも十分でないという点が多いかと思ひます。そういう点につきまします、まず第一に八戸地区におきまして関係の労働組合、あるいはまた使用者あるいはまた各官庁関係、こういうような方々を中心いたしまして、八戸のイカ釣り漁業近代化協議会というのを結成いたしまして、そこによって全般的にいろいろな方法を考える、そしてその経営の近代化を進めていくということをお願いしております。と同時に、必要な場合におきましては、東北海運局、八戸支局は東北海運局になります、東北海運局におきましますところの労働官を八戸地区に一定期間、たとえば秋口がイカ釣りの最盛期でございますが、そういうような時期に労働官を八戸地区にある程度集中いたしまして、その専任の労働官一名をさらに補助させるというような措置をとっている次第でございます。ただ、御指摘のとおり、全般的に船員労働官が非常に不十分でございます。こういう点、毎年逐次増員に努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○古寺委員 この労働官一人であつては、十分に思うような掌握ができないと思ひます。これは今後、先ほどの基準監督官と同じように当然増員しなければ、これらの問題は解決しないと思ひます。また、二十トン未満の漁船に対しても、労働官は労働監督を一回もやっていない、こういう状態であつては、これはイカ釣りのこの変則な雇用形態というものは解決がつかないと思ひますので、今後この点につきましては、前近代的なイカ釣りの形態を近代的なものに體質改善ができるように、いわゆる行政指導あるいは行政措置というものをとっていただきたい、こう思ひます。

そこで、水産庁のほうでは漁業近代化資金の貸し付けその他を考へておられる、こういうお話がございましたけれども、漁業近代化資金というのは、その漁業協同組合に貯金があれば借りられないわけでは、そうしますと、八戸市の場合には、非常に零細な業者が多いために、ほとんど貸し付けの条件に満たないわけでは、そういう面から考へまして、さらにまた、百トン以上の大型の機械船が最近どんどんふえてゐる。したがひまして、こういう過当競争を防ぐ意味において、イカ釣り漁船についてのいわゆる許可制と申しますか、大臣の認可制と申しますか、そういうものによつて今後規制を考えなければこれらの問題が解決つかないのではないか、こう思ひます。どう思ひますか、こういう許可制については水産庁はどう考へておられますか。

○藤村政府委員 現在の漁業法でまゐりますと、資源の保護と漁業調整上から許可制というものをとつておりますが、イカにつきましても、特にスルメイカにつきましても、一年生のものがございます。現在、現在のところこれに特定の保護を加へなければならぬというふうには考へられておりません。特に漁業調整上の問題につきましても、狭隘なところにとくさんの漁船が操業いたしております。北海道の羅臼地方につきましても、知事の許可制をとつております。そのほかにつきましても、特に小型船同士の問題につきましても、農林大臣あるいは知事がこれを許可制にして隻数制限をするという必要は現在のところ考へておりません。しかし、百トン以上の大型船が小型船のところに入つてきて操業いたします限り、この漁業の操業実態がシアンカーというものを使用して相当広い操業面積を一隻がとりますので、小型船の操業の圧迫になりますし、危険も伴いますので、百トン以上の漁船につきましても、昨年の七月に農林省令を出しまして農林大臣の承認制といたしますとともに、小型船の操業区域につきましても、百トン以上の漁船の操業禁止区域というものを定めております。特に八戸につきましても、現在はい許可制はとつておりませんが、青森県は海産物調整委員会委員会の指示によりまして、海産物調整委員会委員会の承認制というものをとりまして、海産物調整委員会によりまして自主的な操業調整を行なつて操業をさせておる次第でございます。

○古寺委員 いま百トン以上の船については規制をしてゐるというお話がございましたけれども、その百トン以上の船が百マイル以内のところに入つてきて操業をしてゐるわけでありまして、そういうことを現実にはそれが、一体監視をし、チェックをするか。これはできないわけでは、あるいはまた、ただいまイカの資源は減つてない、こうおっしゃいますけれども、昭和二十四年以來の漁獲の趨勢を見ますと、確かにそれは量においてはある一定のものを確保しております。しかしながら、釣り子一人当たりの漁獲量というものは年々減つてゐるわけでございます。まあソノマなんかもそうでございますが、そういう面からいいますと、これは当然大臣の許可制あるいは認可制にして規制をしていかなければ、もう零細な八戸のイカ釣り漁業者は、倒産をしなければならぬというものが続出するよう傾向にあるわけでありまして、こういう点につきましても、今後水産庁においても十分にこの実態を把握をされて、そしてイカ釣りの立場に立つてこの問題の解決をはかつていただきたい、あるいは中小漁業振興法に基づく融資にいたしても、その融資を受けてゐるのは中小漁業者ではなくて、もうほとんどが大企業です。こういうイカ釣り漁業に対しては全然融資の対象になっておられない。あるいは、昨日もお聞きしましたところが、利子補給あるいは機械の貸与を県でやつておる、こういうお話でございますけれども、これもスズメの涙ぐらいのそういう措置しかとられていないわけでございます。そういうことではいづまでもたつても、このイカ釣り漁業の振興というものはできない。したがつて、それが保険料の滞納という問題にはね返ってくる。さらにまた労働官が少なからぬ問題に雇用形態が改まらない、こういうふうないろいろな問題があるわけでございます。また社会保険事務所におきましても、全面適用をする以前の定員でもってこれだけの多くの加入者を扱つておる。

したがつて、いろいろな事務的な面においても支障を来しております。また労働官においても、先ほど申しましたように、労働監督が十分に行なわれておられない。これらのことを考へ合わせまして、今後これは単に労働官あるいは厚生省だけの問題ではございませんので、各省庁間の連絡を密にいたしまして、イカ釣り漁業の振興をはかるとともに、このイカ釣りの雇用形態の問題あるいは船員保険料の滞納の問題、あるいはまた待遇の改善の問題、これらの問題について前向きな姿勢で今後ひとつ検討をしていただきたいと思ひます。でございますが、これに対して最後に厚生大臣並びに労働大臣の御決意のほどを承つて、私の質問をきようは終わらしていただきたいと思います。

○内田国務大臣 御意見は十分承つておりましたので、これが充実につきましても努力をいたしたいと思ひます。

○野原国務大臣 御指摘の点は十分認めまして、今後の行政に反映してまいりたいと思ひます。

○小山(省)委員長代理 田畑金光君。

○田畑委員 私は、初めに、これは労働大臣にひとつ考へ方を承りたいと思ひますが、昭和四十一年の労働保険法改正のときに衆参両院において附帯決議として、通勤途上の災害を業務災害としてすみやかに処理するようにという決議がなされておるのでございますが、いまだこれが目の目を見えていないわけでは、どういふ御方針なのか。まず労働大臣から承つてみたいと思ひます。

○野原国務大臣 通勤の途上の災害につきましても、英米のように専用交通機関の利用等のみを業務上とする国もございまして、また通勤途上の全過程を業務上の災害として扱つておる西ドイツ、フランスなどの国もございまして、このように通勤途上の災害の取り扱いが国情によつてみんな違つておるわけでございます。これは労働保険におきましても、昭和四十一年の労働保険の改正以来、同改正法の附帯決議の御趣旨に基づきまして、労働保険審議会として鋭意検討を続けてまいつたので

ございますが、自賠保険との関係とか、あるいは費用負担の問題などで労働基準法の改正など、労働保険制度の基本的な性格にも触れる困難な問題がありますので、まだ結論を得ていないわけでありまして、しかしながらこの問題は、最近における交通災害の激増などの実情にかんがみまして、本年二月に労働保険審議会及び中央労働基準審議会からの委員のほかに、各界からこの問題についての専門家を加えて、通勤途上災害調査会を設けまして検討を続けておるところであります。

なお、この調査会の結論のめどにつきましては、現在調査会の委員各位は諸外国の法制あるいはわが国の実情などの検討を経て、共通の問題意識に立つた上で結論を出すべきであるという御方針と承っておりますが、政府といたしましては、早急に結論が出るようにとの各委員からの強い要望もありまして、可及的すみやかに調査会の御意向が示されるであろうことを期待しておるわけでございます。

○田畑委員 可及的すみやかにというのは、いづごろをめどにしておられるのですか。

○和田政府委員 大臣から御答弁申し上げましたとおりでございますが、実はこの調査会が発足いたします場合に、いま大臣から申し上げましたように、各界からできるだけ早く結論を出してほしいという御意見もあれば、労働審議会の一部委員からできるだけ早く結論を出していただきたいという要望がございますというのを調査会の開会の席で申し上げまして、御討議の参考にしていただきたい、こう申し上げたわけでありまして、調査会におかれましては、そういう要望のあること、それから労働省がそういう気持ちを持っておるというところは十分理解できたけれども、もう少し一般討議を重ねた上でめどをつけたら、もう少し少し待つてくれるようにということでございますので、私どもの意のあるところはすでにお伝えしてございますし、調査会としてもそういうことで一応総括討論をやった上で結論をいつごろまでにつ

けたいということのようでございますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思っております。

○田畑委員 私のお尋ねしておることは、労働省で労働審議会あるいは通勤途上災害調査会に諮問なり報告なりを求めたというところはわかりませんが、労働大臣としては、この長い懸案の問題についてはいつごろまでにこの調査会から共通した意見を求めて立法化の措置を講ずる御意思なのか。何事も調査会まかせということでは答弁ならぬと思うのです。ましてや今回の調査会というのは、三月十二日に初顔合わせ、四月三日に、局長がお話のように一般的な討議をやったというところで、言うならば、この国会に労働法一部改正案を出す国会対策としてこのような調査会を設けたにすぎない、そう言われてもしかたがないと思うのです。いつをめどに答申あるいは勧告を求めて、報告を求めて立法化するのか、そこをはっきり願いたいと思うのです。

○野原国務大臣 せっかくのお尋ねでございますが、はっきりいつというふうな明示がまだできない段階でございます。できるだけすみやかにと申し上げたわけでございますが、委員会等が慎重にこの問題と取り組んで御努力を願っておるという段階でございますから、できるだけすみやかにと申し上げましたけれども、期間のほどははっきり申し上げられませんが、できるだけ年内ぐらいいはひとつ結論を承りたいと考えておる段階でございます。

○田畑委員 年内に結論を得てということなれば、次の通常国会あたりには、労働保険法のまた一部改正を、特に通勤途上の災害については業務上の災害とみなすというふうな改正を出すということに受け取つてよろしいですね。私はこの際、何事も調査会だ、審議会まかせだという態度が間違っていると思うのです。労働省としては、あるいは労働大臣としては、この長年の懸案についてはどういう方針で臨むか、これを業務上の災害として立法化するという前提で調査会なり審議会に相談しておるのかどうか、あるいはほかかっておる

のかどうか、そこをはっきりしてもらいたいと思うのです。

○和田政府委員 この通勤途上災害につきましては、先ほど大臣から答えましたように、諸外国においては非常に区々な扱いになっておる、あるいはILO百二十一号条約におきましても、何となく歯切れの悪い規定のしかたがしてございまして、これは、通勤途上災害というものが非常にいろいろの議論を持つておる問題である、こういうことを如実に表明しておるものだと思います。労働保険審議会におきまして、四十年の労働保険法の改正の附帯決議の問題としていろいろ御議論がありまして議論が多いことでもあり、実務的に見ていろいろ、自賠法の問題とか費用弁償の問題とか、何かにつけて整理を議論をしなければならぬ、いろいろなこと、こういうことが労働保険審議会の審議を通じて、私ども事務当局の者もいろいろ意見を申し上げましたし、委員の皆さんも活発な御意見の御開陳がございましたが、いかにも問題が多いということになりましたので、労働保険審議会におきましては、昨年の八月の建議の際に、問題がきわめて専門的であり複雑であるので、ぜひ専門家による調査会を設けて審議をしてみたい、こういうことでございまして、そういう段階が今日でございまして、労働省がこの方向でいうことを言いますので、いままでの審議の過程から見ても少し時期が早い、こう考えておりますので、調査会にはひとつ早目に御結論をお願い申し上げたいということをお願いしておるところでございます。

○田畑委員 そうすると、局長の答えは、大臣が年内をめどに調査会の報告を待つということとは否定されるわけですか。あなたは大臣の答弁を否定するということか、局長の立場において許されるのかどうか。大臣は、年内をめどにということをはっきりと答えたい。あなたはそれをまた否定するということは、どういうことですか。その

んな不見識なことは、大臣の発言を無視するような発言は、許されることですか。取り消しなさい、それは。

○和田政府委員 私は別に、大臣が年内にということをおっしゃれたことを否定したわけではございませんで、労働省はその調査会に自分の意向を示したかという御質問でございましたので、こういう事情がございまして、労働省はこの方向でお願いをしますというところは申し上げておるものと、いうことを御答弁申し上げたわけでございます。時期的には、大臣が年内をめどにということ、御発言がございましたので、この点は調査会にも十分伝えまして、調査会としての御努力をお願いしたい、かように考えております。

○田畑委員 局長、大臣の先ほどの答弁の中でも、西独やフランスでは法律で通勤途上の災害は業務上であるとすでに規定し、実施しておる、こういう御答弁がありましたね。さらにスウェーデンであるとかオーストリア、チェコなどでも、雇用契約の趣旨に基づく行動の原因となつて発生した災害はすべて業務上の災害であるという法律解釈のもとで、同じような取り扱いをしておる、このように承知しておりますが、諸外国において、すでにこのような事実が先行しておるのに、わが国がなぜこの問題について、いまお答えのように非常に複雑な議論にかられておるのか。これらのヨーロッパのいわば先進国というのか、まあ大体日本と似たような社会経済の状況の国々においてもすでに実施に踏み切つておるのですから、この点についてはやはりこのような先進国の例にならつて、日本としても善処すべきである、私はこう考えるのだが、この点どうですか。

○和田政府委員 先ほどお答えを申し上げましたように、通勤途上に対してはいろいろの議論がございまして、外国におきまして、先方が御指摘のようなスウェーデンあたりも、通勤途上災害を業務上にしておる。これは実はその国の制度の姿が相当影響しておりますことと、その国の交通事情、そういうものが影響している。たとえば、いいます

と、フランスは自賠償のような制度がございませ

ん。そういうことからいまして、他に救済する手段、方法というものがあつた場合、交通事情のあり方、そういうようなことによつて非常

に違つたわけでありまして。先ほど大臣が申し上げましたように、西ドイツ、フランスあるいは、いま先生御指摘のスイス、デンマークはござい

ますが、アメリカとかイギリスにはそういうものがない。一般的には通路上災害は業務上にはしてない

い、こういう国もあるわけがございまして。ILOの条約でも、先ほど申しましたが、何となく歯切

れの悪い規定であるというところから考えまして、しかばわが国の状況ではそれらの国々との関係でどうなるのか。私どものほうの、ここに

おります桑原君がドイツに参りまして、西ドイツで通路上災害を業務上にしておるが、どうい

う事情とどういふ理論構成かということ聞きましても、どうもはつきりしないというところ

でありますので、それらの国のそういう事情を勘案しながら、日本の今日の状態ではどうなのかとい

う判断をするために調査会で専門家の方々にお願いをしておる、こういうことでございまして、い

ろいろの制度のあり方、交通事情、住宅事情、そういうものを十分勘案しながらやらなければなら

ない。それからもう一つは、先生よく御存じのとおり、使用者の支配、管理という問題がどうして

も——使用者の無過失賠償責任を追及する場面の問題、使用者の意思の全然通らないようなところ

に使用者の責任に持つていっていいのかわるか、こういう問題が制度論としてもあるだろうと私は

思います。そういう議論が事実非常に深刻に労働保険審議会等ではなされております。そういうよ

うなことがございまして、直ちに業務上にしていいのかわるかといういふ純粋理論問題のあることもあつて御報告をしておきたい、かように

思います。○田畑委員 局長の御意見を聞いておると、ILOの百二十一号条約で歯切れが悪いといふのが、

歯切れが悪くないじゃないですか。どこが歯切れが悪いのです。○和田政府委員 ILOの百二十一号条約の第七

条には、「加盟各国は、「労働災害」の定義を規定し」という表示の下にカッコして「通路上の災害を労働災害とみなす条件を含む。」要する

に労働災害とは言い切つてないわけですね。「労働災害」とみなす条件を含む」と、こう書いてお

ります。しかも、二項にいきまして、「通路上の災害が」云々という規定がございまして、そして最

後に、むしろこれこれ、これこれの事情がある場合には「通路上の災害は、「労働災害」の定義に含めることを必要としない。」というように

書いてございまして。何となく歯切れが悪いといふことを申し上げたのは、こういうことをさしてお

るわけでありまして。○田畑委員 ちつと歯切れが悪くないですね。どうするかという政策意図の方向さへはつきりす

れば、このILO百二十一号条約の第七條もちつとも歯切れが悪いことない。第一項の労働災害の定義の中に、「通路上の災害を労働災害とみなす条件を含む。」これでいいじゃないですか。労働

災害とみなすのだから。また第二項には「通路上の災害が業務災害補償制度以外の諸社会保障制度の対象となり、かつ、これらの諸社会保障制

度が通路上の災害について支給する給付の合計額がこの条約に基づいて要求される給付と少なくとも等しい場合には、通路上の災害は、「労働災害」の定義に含めることを必要としない。」社会

保障制度というものをここにきつてきつて明示してありますね。社会保障制度で通路上について給付の措置がなされておるのかわるか。この点は

○和田政府委員

これは先ほど申しましたが、わ

が国は自賠償法がございまして。自賠償法は、これは社会

保障制度ではございせんが、社会保険的な性格のものを持

つておる。あるいは厚生年金におきましても、障害年金あるいは遺族年金がある。そ

ういうようなものがILOの二項の中にはからん

でくる問題でございまして。それらのことも今度の

場合、調査会で大いに御議論になることになって

おります。それからもう一つは、一項のほうは、

先生いとお読み上げになりましたように、いわゆる

「労働災害ではなくて「労働災害とみなす」という規定、

しかし日本の場合にはみなすのでいいの

か、業務上として言い切つてしまふのか、これら

のところが問題のあるところだと思ひます。そ

ういうようなことがございまして、先ほど申し

ましたように、調査会で専門家の方々に御議論を

いたしたい、そして私どもとしてはその結果、専門

家の方々の御意見を尊重して措置をしたい、か

ように考えておるわけがございまして。○田畑委員

局長の答への中に自動車損害賠償

云々ということがよく出ておりますが、この自動

車損害賠償法というものは、この百二十一号

条約第七條の社会保障制度と同一に論ずるとい

うことは、私は暴論じゃないかと思ひます。自動

車損害賠償というものは道路運送法百二十五條の二

にある「自動車事故による損害賠償を保障する制

度の確立」であるわけですね。○「小山(省)委員代理退席、委員長着席」

特に最近の自動車事故の発生状況にかんがみて、

自動車による人身事故の場合の賠償責任を明確に

するために、自動車損害賠償法というものがで

きておるわけですね。そしてこの法の運用という

ものは、言うまでもなく自動車側に故意過失がない

というところ、被害者または第三者に故意過失があ

つたことを自動車側に証明できない限りは、自動

車側に賠償責任を負わせる、いわば無過失責任主義の方向にこれは大幅に近づいたという立法

であつて、この労災保険法の無過失責任主義の上

に立つ業務災害の問題とこの法律を一緒に考

へるといふことは暴論だと思ひます。これは先

ほどあなたのお話を聞いてみますと、フランスの

例をとられたことが、言つてみるならば西独のほ

うじやどうかということですね。西独にはこの自動

車損害賠償法というようなものはないのです

か。○和田政府委員

西ドイツにも自動車損害賠償の

制度がございまして。それで実際に私どものほうの

管理課長が参りまして、この間における調整、要

するに、業務上災害にしておりますので、業務上

災害と自動車損害賠償との調整はどうするかとい

うような実際の行政運用のやり方等も調査しま

して、向こうもたいへん苦勞しておる。確かに同

じ事故に基づく補償制度でございまして、苦勞

しておるようでございまして。なお、ただいま私は自動車損害賠償法が社

会保障制度というような意味で申し上げたわけ

はございせんが、そういうものも通路上災害

の一つの制度として日本にもある。厚生年金のほ

うは明らかに社会保障制度である。そういうもの

もある。それからいろいろの御意見もございま

すので、このILOの問題等は私ども実はILO事

務当局にいろいろのことを聞かなければいけない

問題もあると思ひますが、そういうようなことを

かね合はせながら調査会における調査研究を進め

ていただいて、しかもできるだけ早く結論を出

したいだいて、その措置に従つて私どもとしても

この問題に対処していきたい、かように考えてお

るわけがございまして。○田畑委員

それでは私は資料を要求しますが、

西独並びにフランスに自動車損害賠償法がない

というところだが……(和田政府委員「西ドイツ

には自動車損害賠償法はあります。フランス

にはないのです。」と呼ぶ)だから私は、フラン

スには自動車損害賠償法はないが、西ドイツ

にはどうですかとお聞きした。これに対して西ド

イツにはないというお答えであつた。(和田政府

委員「いや、あると申し上げたのです」と呼ぶ)

あるのでしよう。あるということだから、なら

ば、西ドイツの自動車の交通事情と日本の交通事

情というものは、私も一昨行つてみましたが、似

たり寄つたりの条件なんですよ。ことに通勤は、

労働者にとっては労働契約上の債務を提供する前

提条件でしょう。そしてまた使用者の側から見れ

ば、企業の業務遂行にとっては不可欠な行為であ

るわけがございまして。○和田政府委員

西ドイツにも自動車損害賠償の

制度がございまして。それで実際に私どものほうの

管理課長が参りまして、この間における調整、要

するに、業務上災害にしておりますので、業務上

災害と自動車損害賠償との調整はどうするかとい

うような実際の行政運用のやり方等も調査しま

して、向こうもたいへん苦勞しておる。確かに同

じ事故に基づく補償制度でございまして、苦勞

しておるようでございまして。なお、ただいま私は自動車損害賠償法が社

会保障制度というような意味で申し上げたわけ

はございせんが、そういうものも通路上災害

の一つの制度として日本にもある。厚生年金のほ

うは明らかに社会保障制度である。そういうもの

もある。それからいろいろの御意見もございま

すので、このILOの問題等は私ども実はILO事

務当局にいろいろのことを聞かなければいけない

問題もあると思ひますが、そういうようなことを

かね合はせながら調査会における調査研究を進め

ていただいて、しかもできるだけ早く結論を出

したいだいて、その措置に従つて私どもとしても

この問題に対処していきたい、かように考えてお

るわけがございまして。○田畑委員

それでは私は資料を要求しますが、

西独並びにフランスに自動車損害賠償法がない

というところだが……(和田政府委員「西ドイツ

には自動車損害賠償法はあります。フランス

にはないのです。」と呼ぶ)だから私は、フラン

スには自動車損害賠償法はないが、西ドイツ

にはどうですかとお聞きした。これに対して西ド

イツにはないというお答えであつた。(和田政府

委員「いや、あると申し上げたのです」と呼ぶ)

あるのでしよう。あるということだから、なら

ば、西ドイツの自動車の交通事情と日本の交通事

情というものは、私も一昨行つてみましたが、似

たり寄つたりの条件なんですよ。ことに通勤は、

労働者にとっては労働契約上の債務を提供する前

提条件でしょう。そしてまた使用者の側から見れ

ば、企業の業務遂行にとっては不可欠な行為であ

るわけがございまして。○和田政府委員

西ドイツにも自動車損害賠償の

制度がございまして。それで実際に私どものほうの

管理課長が参りまして、この間における調整、要

するに、業務上災害にしておりますので、業務上

災害と自動車損害賠償との調整はどうするかとい

うような実際の行政運用のやり方等も調査しま

して、向こうもたいへん苦勞しておる。確かに同

じ事故に基づく補償制度でございまして、苦勞

しておるようでございまして。なお、ただいま私は自動車損害賠償法が社

会保障制度というような意味で申し上げたわけ

はございせんが、そういうものも通路上災害

の一つの制度として日本にもある。厚生年金のほ

うは明らかに社会保障制度である。そういうもの

もある。それからいろいろの御意見もございま

すので、このILOの問題等は私ども実はILO事

務当局にいろいろのことを聞かなければいけない

問題もあると思ひますが、そういうようなことを

かね合はせながら調査会における調査研究を進め

ていただいて、しかもできるだけ早く結論を出

したいだいて、その措置に従つて私どもとしても

この問題に対処していきたい、かように考えてお

るわけがございまして。○田畑委員

それでは私は資料を要求しますが、

西独並びにフランスに自動車損害賠償法がない

というところだが……(和田政府委員「西ドイツ

には自動車損害賠償法はあります。フランス

にはないのです。」と呼ぶ)だから私は、フラン

スには自動車損害賠償法はないが、西ドイツ

にはどうですかとお聞きした。これに対して西ド

イツにはないというお答えであつた。(和田政府

委員「いや、あると申し上げたのです」と呼ぶ)

あるのでしよう。あるということだから、なら

ば、西ドイツの自動車の交通事情と日本の交通事

情というものは、私も一昨行つてみましたが、似

たり寄つたりの条件なんですよ。ことに通勤は、

労働者にとっては労働契約上の債務を提供する前

提条件でしょう。そしてまた使用者の側から見れ

ば、企業の業務遂行にとっては不可欠な行為であ

るわけがございまして。○和田政府委員

西ドイツにも自動車損害賠償の

制度がございまして。それで実際に私どものほうの

管理課長が参りまして、この間における調整、要

するに、業務上災害にしておりますので、業務上

災害と自動車損害賠償との調整はどうするかとい

うような実際の行政運用のやり方等も調査しま

して、向こうもたいへん苦勞しておる。確かに同

じ事故に基づく補償制度でございまして、苦勞

しておるようでございまして。なお、ただいま私は自動車損害賠償法が社

会保障制度というような意味で申し上げたわけ

はございせんが、そういうものも通路上災害

の一つの制度として日本にもある。厚生年金のほ

うは明らかに社会保障制度である。そういうもの

もある。それからいろいろの御意見もございま

すので、このILOの問題等は私ども実はILO事

務当局にいろいろのことを聞かなければいけない

問題もあると思ひますが、そういうようなことを

かね合はせながら調査会における調査研究を進め

ていただいて、しかもできるだけ早く結論を出

したいだいて、その措置に従つて私どもとしても

この問題に対処していきたい、かように考えてお

るわけがございまして。○田畑委員

それでは私は資料を要求しますが、

西独並びにフランスに自動車損害賠償法がない

というところだが……(和田政府委員「西ドイツ

には自動車損害賠償法はあります。フランス

にはないのです。」と呼ぶ)だから私は、フラン

スには自動車損害賠償法はないが、西ドイツ

にはどうですかとお聞きした。これに対して西ド

イツにはないというお答えであつた。(和田政府

委員「いや、あると申し上げたのです」と呼ぶ)

あるのでしよう。あるということだから、なら

ば、西ドイツの自動車の交通事情と日本の交通事

情というものは、私も一昨行つてみましたが、似

たり寄つたりの条件なんですよ。ことに通勤は、

労働者にとっては労働契約上の債務を提供する前

提条件でしょう。そしてまた使用者の側から見れ

ば、企業の業務遂行にとっては不可欠な行為であ

るわけがございまして。○和田政府委員

西ドイツにも自動車損害賠償の

制度がございまして。それで実際に私どものほうの

管理課長が参りまして、この間における調整、要

するに、業務上災害にしておりますので、業務上

災害と自動車損害賠償との調整はどうするかとい

うような実際の行政運用のやり方等も調査しま

して、向こうもたいへん苦勞しておる。確かに同

じ事故に基づく補償制度でございまして、苦勞

しておるようでございまして。なお、ただいま私は自動車損害賠償法が社

会保障制度というような意味で申し上げたわけ

はございせんが、そういうものも通路上災害

の一つの制度として日本にもある。厚生年金のほ

うは明らかに社会保障制度である。そういうもの

もある。それからいろいろの御意見もございま

すので、このILOの問題等は私ども実はILO事

務当局にいろいろのことを聞かなければいけない

問題もあると思ひますが、そういうようなことを

かね合はせながら調査会における調査研究を進め

ていただいて、しかもできるだけ早く結論を出

したいだいて、その措置に従つて私どもとしても

この問題に対処していきたい、かように考えてお

るわけがございまして。○田畑委員

それでは私は資料を要求しますが、

西独並びにフランスに自動車損害賠償法がない

というところだが……(和田政府委員「西ドイツ

には自動車損害賠償法はあります。フランス

にはないのです。」と呼ぶ)だから私は、フラン

スには自動車損害賠償法はないが、西ドイツ

にはどうですかとお聞きした。これに対して西ド

イツにはないというお答えであつた。(和田政府

委員「いや、あると申し上げたのです」と呼ぶ)

あるのでしよう。あるということだから、なら

ば、西ドイツの自動車の交通事情と日本の交通事

情というものは、私も一昨行つてみましたが、似

たり寄つたりの条件なんですよ。ことに通勤は、

労働者にとっては労働契約上の債務を提供する前

るはずですね。したがって通勤途上の災害というものを、これは労働者の個人的な問題として処理するといふいまの姿というものは、理論的にも実態的にも今日の社会経済の実情に即さぬと私は考へるわけなんです。この点についていま局長からいろいろお話がございましたが、都市交通における今日のあのすさまじいラッシュの状況を見たとき、やはり会社、企業、事業場に出勤するためには、出勤時間がきまつておる、そのきまつた時間に間に合うためには、もろもろの交通機関を利用しなければならぬ。したがって通勤途上ということば、明らかにこれは労働契約の広い意味においての一部分を形成すると解釈するのが現在の社会経済の実情に即しておる、こうみなすべきだと私は思うのです。だからして私は、先ほどあげられた欧米諸国の実情も、就業する場所及びそれと住居との間で起こったすべての災害、これをやはり業務上の災害とみなして、西独、フランスその他の国々においては、これは法律の中に業務上の災害として処理されておるものだ、こう思うのです。したがって私は、この点については、労働省もその頭で前向きに、委員会に対しては、調査会に対しても、その審議の方向に協力を求めることが当然労働大臣のとるべき立場ではないかと思うのです。実際、今日の業務上の災害とみなされる場合は何かと言へば、会社専用の通勤バスを利用する場合とか、あるいは労働者に往復途中特別の用務を与えた場合に起きた災害であるとか、あるいは休日特別出勤を認めた、その場合にはやはり業務上の災害と見ておるのでしょうか。まことに紙一重というが、その境界線というものがはっきりしない、このように見るべきだと思うのです。だからこの際——大臣は年内に答申を求めてこの問題を処理したい、こういうお話がございましたが、(諸問もしてないじゃないかと呼ぶ者あり)調査会の報告が出れば、すみやかに通勤途上の災害については業務上の災害ということば——いまやじも飛びましたが、労災保険審議会あるいは社会保障制度審議会に諮問する手続をとるべきだと

思うし、またそれでなければ——新大臣の手でやったというりっぱな業績はこれあたりが第一号になるんじゃないか、こう思うのです。ひとつその意気でもっておやりを願いたいと思うのです、どうでしょうか。

○野原国務大臣 先ほど申し上げましたように、通勤途上の災害の問題は、非常に重大な問題でもございますし、それぞれの機関にお願いしまして御答申をいただくように期待をしておりますが、そういうものが出ますと、今後あらためて各審議会にはかりまして、できるだけ災害の対策につきまして万全の措置をとって前向きに進めていきたいと考えております。

○田畑委員 万全の措置をとって前向きに——これはもう大臣の答弁の用語でございまして、これはどえたいの知れぬ答えはないのですよ。私の質問は、切実な現実の問題をお尋ねしておるわけですから、大臣のそういうありきたりの答弁では私は納得できません。だからもう一度、年内には調査会の報告を求め審議会に諮問する、こういうぐらゐの決意はここではっきり示していただきたいと思ひます。それぐらゐは大臣、答えなければ、何のために私が質問しお答えを願つてゐるか意味ないですよ。先ほど来そこに並んでいらつしやる局長と部長さんは、私の意見はもつともだといつてうなづいていらつしやる。あとは大臣がお答えすればそこで話は前へ進みますが、ひとつはつきりと所信を伺つておきます。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、今後の対策につきましては、前向きに進んでまいりたいと思ひております。

○和田政府委員 大臣の前向きに考えるというお答えのとおりでございますが、調査会の結論が出まして、その結論を国会における田畑先生の御論議、昨日もこの問題はたいへん御論議をいただきましたが、その御論議を十分にしんじやくしまして、調査会の結論とあわせて労働省としては十分しんじやくいたしまして、大臣が言われましたように前向きに対処していきたいと思ひます。

○田畑委員 前向きにというまことに都合のいい答弁用語がでちやうと迷惑しごくです。あなたの方の前向きというものは、どこに向かおうとするのかわからぬ。

局長、ILOが一九四四年の所得保障勧告第六十七号というものを採択しておりますが、この付則第十六項一号で業務上の災害に触れておると思ひますが、この点ひとつ御説明をいただきたい、こう思ひます。

○和田政府委員 いま資料を調査しておりますのでちよつとお待ちください。——先生の御指摘は、ILOの所得保障に関する勧告だろふと思ひます。六十七号の勧告でございまして、その勧告の「業務傷害」という十六項の中の(1)に「業務に基因する傷害は、労働場所への往復において起る災害を包含しなければならぬ」という勧告の内容がございまして、

○田畑委員 でありますから、そのような勧告のあることもやはり念頭に置かれて、私はこの問題については、前向きというそのような答えではなく、真剣に取り組んで、今日人口が都市に集中する、そして交通機関がこのように混雑をきわめておる状況を考えてみるなら、これは雇用労働者にとつては通勤途上をどう見るかというところは深刻な問題だと私は思ひます。あなたの方でどうでしょう。局長さんだつて、あるいは部長さんだつてやはり深刻な交通ラッシュの中で通勤なさつておるのでしょうか。大臣ぐらゐでしよう、自動車でゆうゆうと歩かれるのは。だから、同じことなんだから、ひとつこの問題については、真剣に考えて、前向きじゃなく、ほんとうにすみやかに調査会の報告を求めて政府としては成案を得るために御努力をお願いしたい。このことをもう一度大臣から念のために御所見を承つておきます。

○野原国務大臣 御指摘の点は十分尊重して、前向きに——とにかくこの問題につきましては、私は一つの考えを持っておりますけれども、これをただいま申し上げる段階でございせんが、とにかく責任をもつて前向きにとめてまいりたいと思ひます。

いうふうに考えております。

○田畑委員 前向きにではなく、責任をもつてというところに私はアクセントを置きますから、ひとつ善後を強く要望します。局長、ひとつよろしく御努力をお願いします。

それから、昨年末の臨時国会で労災保険の全面適用のため労災保険法の改正法が成立し、おそくとも昭和四十七年四月一日までに施行されることになったわけでございますが、労災保険の全面適用が行なわれるということになってきますと、労働基準法の災害補償に関する規定は、これは事実上死文化してしまふわけですが、目下労働基準法についてはこれまた調査会が研究会ができてゐるようでございますが、労働基準法と労災保険法の今後の相互関係というものは、これはどういうことになっていくのか、お答えをいただけますか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、昨年末労災保険法の全面適用に関する法律が成立をいたしました。全面適用に至りますまではまだ時間的な問題がございまして、全面適用になりますと、民間の事業につきましては、労働基準法と労災保険法の適用が同じ状態になるということでございます。まして、基準法の災害補償の規定と労災保険の災害補償に関する保険給付の規定とは同じような問題ををはらむから、どちらかを整理すべきではないか、こういうような問題が当然に出てまいります。ただ、いまも申しましたように、民間についてはそうでございますが、三公社五現業とかいふように労災保険から適用を除外されておる分野もまだあるわけでございます。要するに国家公務員とか三公社五現業とか労災保険の適用外になつておりますものと基準法の問題、それから労災保険は使用者の無過失賠償責任であるということに對する論議は労働基準法のはうに出ておるわけでありまして、労災保険はそれを受けて保険として保護するといふ立場でございまして、この両法におけるものの方の整理、こういうこともやらなければならぬ段階になってくると思ひます。

す。

そういう点をあわせまして、ただいま先生から御指摘をいただきました労働基準法研究会においては十分ひとつ検討していただく、両法の問をどうするか。ただ私どもは、使用者の無過失賠償責任という制度、これは定着をしておる制度でございますので、その考え方を否定をすることのなような方向で事務的には考えていくのが妥当である、かように考えます。

○田畑委員 そうしますと、いまお話にありましたように、また、先ほど私が申し上げましたように、労働基準法研究会というものが昨年の九月から発足しております。当然、労働基準法の施行後二十年以上を経過しておる。この間に技術革新で産業構造の高度化、近代化が進み、労働の態様も大きく変わり複雑多様化しておるわけです。災害補償の問題についても、あるいは労働時間、安全衛生その他の問題についても、もう二十余年経過した社会経済情勢の一変によって、当然労働基準法の内容についても手を加えなければならぬ、こう思うのですが、これはいつごろをめどに基準法研究会というものは結論を出して、これまたさつきみたいな話になりますけれども、当然新たな情勢に即して基準法の改正ということもやらなくちゃならぬと思うのですが、いつごろをめどに考えていらっしゃるのですか。

○和田政府委員 労働基準法研究会につきましては、先生方にお願いをしまして、現在の社会事情、産業事情、それから労働者の状態というものを客観的専門的に把握していただいて、どういふ事実が現在存在するかというのを的確につかんだ上で、現行の基準法が、そういう事情の中で基準法が予定しておりますような労働者の労働条件の改善向上に資することができるかどうか、こういう点を御検討をわすらわしいということをお願いをしております。以上のようなこととおわかりいただけますように、事実をはつきりとつかまえないといふことでございますので、事実調査というものが相当入念に行なわれると私ども考

えております。事実調査を入念に行ないますと、

どうしても時間が非常にかかる問題であります。私どもは、研究会が発足しますときに、研究会側のほうから時間的な制約をつけるつもりかというようなお話がございましたが、それは失礼にわたるからつけませんが、一つの目安としては二、三年ぐらいいいところではないかかなものではないかという軽い意思表示を申し上げました。これは事務的に申し上げたのです。そういういきさつがござい

ます。そういうようなことを研究会として勘案をされまして、ただ全部一緒に出さなければならぬものなのか、ある特定の問題については急ぐならば早く結論を出してもいいのではないのか、全体の構造を考えながら、ある特定の問題は急いでもいいじゃないかという御議論がございまして、研究会としてはそういうように弾力的な運用をやっている、こういうような状態で、いま研究会をお進めいただいております、かような状態でござい

○田畑委員 先ほど申し上げたように、二年後にはすべての事業所に労働保険の適用ということになるわけですね。そこで労働保険の業務の概要と申しますか、現在の適用事業所、適用労働者の数、それから財政の状況、どうなっておるのか。さらに、今度全面適用となれば、新しくどれだけの事業所の数、適用労働者の数が加わってくるのか。当然今後予定される適用事業所というのは零細あるいは中小企業が多いというよりも、むしろ零細企業といふたほうがいいと思いますが、多くなると思っているの、ござい

ます。そうなってきた場合、労働保険の財政状況というものをに対してどのような影響があるのか、このあたりひとつ御説明願いたい。

○和田政府委員 適用事業場は四十三年度におきましては、百七十九千事業場でございます。全面適用になりますと、実は正確な数字がなかなかわかりにくくござい

ませんが、おおむね百万ぐらいいふえるんじゃないか、かように私ども考えております。しかし、労働者数のほうは、そのわりにはふ

えないので、大体現在は、四十三年度二千四百万であります。二百七十万ぐらいい増加になるだろう、かように考えております。

○田畑委員 財政の状況もついでに言ってくたさい。

○和田政府委員 財政問題は、現在はおかげさまで非常に良好な状態でございますが、先生、ただいま御指摘のように、零細事業場はとくに災害が多いところが多々ござい

ますので、相当慎重な運営をしていかなければ、財政事情に深刻な様相の出ることも十分に予測される、かように考えております。

○田畑委員 いまの局長のお答えの中で、労働保険の財政状況は良好であるというお話でござい

ますが、良好なんです。

○和田政府委員 現在の労働保険につきましては、理論的な意味におきま

す支払備金というう

なもの満額考えますと赤字になっておる。しかし、毎年度、毎年度の収支問題から言いますと、収支率はいいほうで、支払い備金の方は、あまり深刻に考えませんければ、いいほうでござい

ます。しかし、理論的な支払い備金を満額計上するといふようなことになり

ますれば、四百八十億ぐらいの不足と、こういう状態になるわけ

でございます。

○田畑委員 この場合、財政状況の内容を判断する場合

には、あなたのお話のように、毎年の純粋の保険料と保険給付の差額だけで残るかと

いう、その残る額が多いか少ないかによって判断すべきなのか。あるいは、あなたのいまお答えの中に、将来にわたる備金の額が幾らにのぼるかということを想定してそれを控除した場合に、たとえ昭和四十三年度を見ますと、決算額と控除額というもののプラス、マイナスを見れば、お話しのように、四百八十億の不足額、マイナス、こういうことになって

いるわけですね。今後、たとえばいまの法律改正も、遺族補償年金であるとか、あるいは傷病補償給付であるとか、あるいは障害補償年金について給付の額を引き上げる、こ

の年金給付というものをだんだんよくしていくという内容、そうしますと、短期の療養給付じゃなくて、長期の給付というものがふえてくるということを想定した場合、この決算額と控除額を見て、差し引きマイナス四百八十億になっておるが、にもか

かわらず、あなたのお話のように、その年度、年度の純粋の収入と支出の差額が相当余裕があるので、財政はいいんだ、こういううにみなすのが正しいかどうか、そのあたりはどう

なんですか。

○和田政府委員 実は、年金制度を四十年度に導

入をいたしました。それまでは、全部一時金支給といううなことでござい

をいたしますと、平均年齢は三十八歳で、そのときの平均賃金が千九百八十六円、そうして標準受給者と通常いっておりますのは奥さんが一人に子供さんお二人というのが標準受給者でございます。その受給者のそういう条件で計算をしてみますと、年金の額は約三十六万円ということになります。それから、これは扶養家族の問題ではございせんが、同じような方で障害等級の第三級を計算してみますと、障害補償年金の額は約四十三万円、こういうことでございます。

○田畑委員 いまの局長の答弁によれば、三十八歳の人について見た場合に、遺族補償の年金が年三十六万円、さらに障害年金については三級の人四十三万円、三級といえは労働能力を完全に失った人でしょう。これで国際的な水準に引き上げたというのには私は残念で、今日の経済の動きや物価の動きなど見れば、なお低過ぎやせぬかという感じを強くするわけです。しかし、せっかく今度法律の改正をして、一歩でも二歩でも前進させたという意味においては、それは私は評価してよろしいと思うが、今度のこの法改正によれば、前払い一時金制度というものをさらにまた来年の一月三十一日から五年間延長するということになるでしょう。この前払い一時金というのは、昭和四十一年からですから今日まで過去四年ですかやっておりますが、これをどの程度の方がたが希望なさっておるか。前払い一時金というのは、一体五年分なのか十年分なのか、どの程度一括して前払いを受けていなさるのですか、統計的に見られて。

○和田政府委員 遺族補償の前払い一時金を受けていらつしやる方は、率にしますと四八%ぐらいであります。平均的に申しますと、大体四百日で、二年半分ぐらいになります。いままでの実績で申し上げますと大体平均七、八十万円でありま

○田畑委員 大臣、いまお聞きのとおりです。遺族補償年金を見ますと、前払い金を受けられて、それが二年半分で八十万円ということですが、

そういう金額にしかならぬわけです。

さて、そこで、先ほど局長は自動車損害賠償補償法の例を引かれましたが、今度の法律の改正がなされたわけですね。そうしてまた、昨年の自動車損害賠償責任保険審議会の昭和四十四年十月七日付の答申によつて、昨年の十一月一日から自動車事故による死亡については三百万の給付が五百万に引き上げられたというわけですね。かりに今度の引き上げ措置によつて遺族年金が三十六万円になったとした場合、これが規則によつてどうなつておるか別にして、十年間前払い金を受けたとしても三百六十万でしょう。自動車損害賠償の場合は、とにかく強制保険として昨年の十一月一日以降三百万を五百万に引き上げられたわけですね。また、自動車事故の場合は、加害者の所得いかんによつてはもっとも民事上の損害賠償を取るわけですね。こういう点から見た場合、しかも業務上の災害によつてなくなった人でしょう、その遺族の方々に對する給付の問題は、なるほど今度一歩前進はしたが、今後ともこれは常に検討されて前向きに処理することが必要ではないか。

もちろん、他の公的年金制度との関係もありましよう。また、この業務上の災害についてはストライド制度のあることもよく承知はしておりますが、しかし、この年三十六万という問題について、大臣としてはどのようにお考えになつておられるか、これを私はちょっとお尋ねしたい。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、どうも十分ではないと存じます。しかし、従来から比べれば、今回の改正案は一歩、二歩前進の案であるというふうにもいえると思うのです。この制度は無過失賠償責任という形ででき上がつて性格のものがありまして、他の保険のほうと見合ひまして、漸次これは日本経済の発展に即応して修正されるような段階になるかと思ひます。しかし、このたびの改正案は、従来から見ますと非常に改善された案であるという点で、一応皆さま方の御了承を得たいと考えておるわけでございます。

○田畑委員 私も今度の改正案が一歩前進である

ということとは認めておるわけでございますが、よく考えてみると、なお、業務上の災害によつて残された遺族の方や、あるいは完全に労働能力を失った人がたの年金としては低過ぎる。したがつて、この問題については常に処理されることを私は強く要望しておきたいと思ひます。

同時に、前払い一時金制度については、かりに二年なら二年、三年なら三年前払いを受けますと、それに相当する毎月の給付をその受けた額に満つるまで差しとめるわけですね。その場合に利息は徴収するのですか。利息相当額を差引くわけですか、どうですか。

○和田政府委員 前払い制度の性格上、前払いしましてそれが満額になるまで年金支給を控えるという立場になります。そして五分計算、まあ一般の金利よりは低いのですが、一応五分を取つておる。ただ、この制度につきましては、経過的にこういうことになつておるわけでございますが、私どもとしては、労働者の方が死亡されたときに相当の額が必要であるというわが国の一つの社会慣習がある、しかしながら、扶養されている遺族の方の保障という点からいへば、年金制度が最も当を得ておるという考え方で、その調整をどうとるかということがあつてございまして、かりに年金制度一本になりました場合にございましては、何らかの意味において死亡時における一応の一時金を担保するような担保制度あるいは融資制度というふうなものを将来は真剣に検討しなければならぬ。ちょうど今度五年間のまた期間延長をいたしますので、この間にそういう担保的なもの、融資的なものについて、他の制度とかね合ひ等を考慮しながら、ぜひ五年間の間には結論を得るような努力をしたい、かように考えておる次第でございます。

○田畑委員 私は、次の質問者もおりますからこれでお話を終わりたいと思つておりますが、ただ私の申し上げたいことは、局長並びに大臣によくお聞き取りをお願いいたしますが、いまお話しのように、前払い一時金が支給されたときは、遺族補償

年金の各月分の額の合計額が前払い一時金の額に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止されることになつておるわけですね。問題は、その際年利五分の単利で割り引いた額を、要すれば金利をかけてまあ差引く、こういうことになるわけでしょうか。これは、年利五分といつても、まあ金利としては低いかもしれぬが、しかしいまの物価の上昇というものが年五、六%、あるいはそれをこえておる状況など考えたならば、全体の額も少ないその前払い金の中から、年利五分相当の額を金利として見るといふようなことは、まあこのあたりは考える余地があるやに思ふのですがね。

どうなんですか大臣、私はやはりこれぐらいは――業務災害に基づいた遺族の方々ですね、今度、その他遺族の子弟の方々に對して教育の費用を支給するとか、いろいろのいい面もありますが、この金利などはこの際やめたらどうかと思ひますが、おやめなさつたらどうですか。まずそれを約束してください。私は質問を終わりますから、それを約束してください。

○野原国務大臣 まあ、いろいろな資金には無利子制度というのがございます。いまの業務上災害で死亡された場合など、年金を繰り上げて払う場合に金利までもらうというのはどうも少し酷なやうな気がいたします。これは何とか将来ひとつ、関係方面の理解を得まして、できるだけ早く金利を免除するような方向で努力してみたいと考えております。

○田畑委員 まあ、私は質問はこれで終わりますが、大臣から二、三の具体的な、これこそ文字どおり前向きにいい答弁を聞き出し得ましたが、ひとつこの場所だけの答弁に終わらぬで、私が真剣に質問をし、真剣にこの問題の解決を、政府並びに大臣に願つてやつてきた質問でありますから、お答えはぜひひとつ今後の具体的な施策に反映されるように御努力を切に期待して、質問を終わります。

○倉成委員長 寺前殿君。

○寺前委員 本会議の時間がありますので、残念

ですが発言の時間がありませんので、要点的にひとつ質問を基本的問題できょうはしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

社会党の法案の提案の中にもありますけれども、労働災害の死亡者数は一九五九年までは年間五千人台であったものが、六〇年代になってくると六千人台までふえてきています。労働者災害補償保険の受給者数をとってみても、一九五九年に約七十八万人あったものが、今日では——もちろん六五年から給付の範囲が、一千円未満の療養費でも労災保険で給付されるようになったとはいへ、百六十万を突破するところの数になってきています。明らかに労働災害はほとんどの産業分野において広まってきている。こういう実情の上において、労働大臣はいし局長さんのほうから、一体労働省としては労働災害というのが労働者の不注意によるところの災害、そういう面が多くなるのか、あるいは対象になるところの新たな段階におけるところの問題として災害が非常にふえていくというのか、労働者の実態上の災害の姿をどういうふうにつかんでおられるのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○和田政府委員 労働災害の発生原因につきましては、私どものほうでもいろいろ調査をいたしております。それによりますと、施設の不備のために出てくるもの、それからいま先生がお話しになりました、労働者側のほうが行動中に多少不注意があつて出てくるもの、それから両方とも特段の何はないが災害が思ひもかけない状態で出てくるもの、いろいろございます。しかし、その一つ一つについての原因探求ということとは、もちろん丹念に私どももやっております、その原因結果を分析し、それを一般的に及ぼしていききたいと思ひますが、私どもの理想としておりますのは、人間の不注意によって災害が出るというふうな状態のないものをぜひつくっていききたい。私どもそれを本質安全ということばでいっておりますが、これは機械設備等におきましますものを決して人間がけがをしないというふうな状態をつくるべく、そういう

ものを研究開発していくという姿勢で災害の減少ということにぜひ精力を使つていきたい。私のほうの安全研究所におきまして、衛生研究所におきましても、そういうのをモットーとしてやつておるわけでございます。しかしこれは、言うはやすくなかなかむずかしい問題でございまして、それまでの問題としましては、国による監督指導を強化する、あるいは使用者側の経営責任から当然出てくる安全意識の高揚をはかる、あるいは労働者の方々がみずからの不注意によってそういう不幸な状態にならないようにお気をつけを願う、こういうような啓蒙措置を講じながら、今後労働災害の防止について努力をしていきたいと思ひまして、どこに責任があるというふうな責任論を特にこの際あげつらつて申し上げることは差し控へさせていただきたいと思ひます。

○寺前委員 おたくのほうは基準法の施行規則に基づいて報告を求められてはいます。なければこれはうそだと思ひます、ちゃんと規則がありますから。それに基づいた結果についてどういふような判断をしておられるかを聞きたいので、その数字を示してもらいたいと思ひます。

○東村説明員 ただいま御指摘ございましたように、労働災害が現場で発生いたしますと、監督署等から本省へ報告がございします。その報告に従つてわれわれは行政を展開するわけでございします。いま局長からお話しございましたように、災害が起つた場合に、それがどういふ原因で起つたかというのを考えます。機械の欠陥とか機械が不安全な状態にあつた、あるいは労働者が不安全な行為をしたというふうなことが合致されて、その合致された結果一つの災害が起る、こういうふうな認識しております。したがひまして、たとえば労働者が墜落災害を起したという場合でも、それは労働者本人の不注意で起つたのか、機械関係あるいは設備関係の不備によつて起つたのか、いろいろ問題があるとこゝろです。したがひまして、ただいま申し上げましたように、どこにどういふ責任があるかは一応お

くといひまして、労働者が若干の不注意をして、も実際には災害が発生しないというふうな本質的な安全体制をつくつていきたい、これを行政の目標にしておる次第でございします。

○寺前委員 私が先ほどから要求しているのは、数字を示してもらいたいということを言っているのです。

〔委員長退席、栗山委員長代理着席〕

○東村説明員 まず全体の疾病に基づく人あるいはけがに基づく人をまとめて申し上げますと、昭和三十六年に四十八万一千件という災害を受けた方がおりました。それが年々減少をまいりまして、昭和四十三年には三十八万六千人という数字に減少したわけでございします。なお、業務上の疾病にかつた人は、休業——これは一日以上でございしますが、二万八千三百五十八人。これは四十三年の数字でございします。

○寺前委員 いや、個人の責任と分けて……。

○和田政府委員 実は原因別にどこに欠点があるかというところは、先ほど安全衛生部長からお答えいたしましたように、複合されておる場合が相当ございします。原因別にはなかなか出にくい点があるというところは御了解いただきたく思ひます。

それでどんなものがあるかと申し上げますと、原因別はよくわかりませんが、その点はいま申し上げます。またしたことで御了解いただきたく思ひます。だが、しからばどういふ状態で発生をしておるかとお申しますと、動力運搬災害というふうな、あるいは作業行動災害とか特殊危険災害、それから雑災害、こういうふうなことで分けまして一応の統計は出ておるわけでございします。

○寺前委員 要するにはつきり整理はついていないということですね。それはつきりしました。しかし問題は、主要な原因はどこにあるのかというところを明確にしておかなければ、あとの対策上に重大な欠陥を及ぼす。それで、これは大臣に聞きたいと思ひます。労働災害は一向に減っていない、新しい職業病がふえている、というの

は無視することのできない事実だと思ひます。そういう立場に立つて、大臣は、この労働災害の発生原因はどこにあるというふうに見て労働問題に対処をしようとしておられるのか、大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○野原国務大臣 労働事情がだんだん変わつてまいりますが、したがって職業病等もふえるわけでございします。その原因等はさまざまあると思ひます。したがって、的確にそれを把握するということは困難でございします。そのよつてきた原因等は、おそらく機械が非常に高度化しておるとか、あるいはまた、さまざまな資材を使う、その資材の面にも原因があると思ひます。同時に、中には非常に単純な作業等を繰り返しておるといふことで、ついでともその間に注意力が散漫になつてしまつて起る場合もあるかと思ひます。あるいは、最近では非常に単純な繰り返し作業というものが一種の職業病を起す原因ともなつておると思ひます。さまざまな原因があるので、その点はそれぞれ専門の方々によつて原因の究明をし、その対策を講ずるといふ点で、これからおそろくだんだんときめこまかな対策を講ずる必要があるだらうというふうなことを考えております。

○寺前委員 私は、なぜ先ほど統計を示せということをつたつたかといふこと、統計のとり方をどの角度からとるかといふことは非常に重要なことです。これは、いまの施行規則に基づくところの報告によるならば、結局使用者のほうから報告をするわけですね。労働者のほうからの直接の報告じゃないんですね。使用者の報告が出るわけですね。そうすると、使用者の報告というのは、労働者の立場とは立場が違う角度から見るといふところの欠陥が出るから、そこから——私もこの間監督署へ行つてちょっと調べてみたんです。そうしたら、どういふことが出るかといふたら、個人の責任に帰するがとき報告がもう非常に多いんです。その会社のはうから出てくるものは、ばくはそれは当然だろうと思ひます。会社としては、私のところはこういうふうなうまいことやつ

ていますけれども、本人が前の晩にどうやったとか、そんなことになるのだと思う。問題は、こういう報告を基礎に労働災害対策を組んでおたらなければならない。これはたいへんだ、これじゃ解決にはならない。だから、報告のとり方のあり方を改善する必要があるということ、私はひとつ大臣に申し上げておく必要があるということが一つです。

時間がありませんから私は要領よく言うておきますけれども、それからもう一つは、大臣、さまざまな原因があるということだけでは、やっぱりきつちりとした対策は組めないと思うのです。そこで私は思うのですけれども、まず第一にこの原因を明らかにしていく場合には、最近のいわゆる合理化といふことですね、これの進行という問題が、非常に大きな労働条件上の問題が原因になっておる。たとえば、この前、私は予算分科会のときにもちよつと話をしましたが、いわゆる四組三交代制の場合、いま鉄鋼産業がずっと出てくる、あるいは化学でもその他の分野でも再検討が始まっている。この分野一つとってみても、いままでは勤務時間、たとえば昼休みの問題一つにしまして、四十五分与えられておったものが、昼休み二十五分でもって御飯を食べてしまえというふうな、そういうようなやり方が出てくる。あるいはいままで会社の門の入り口で出勤時間をきめておったものがハンドル交代に変わってくる、労働密度が非常に濃くなってくる、こういうようなことからくるところの合理化による労働条件の変化が災害になっていくのじゃないか。私は、この問題はやはり検討されるべき問題だろうと思う。

それからさらに、新しい近代化に伴うところの資材というお話をなさいましたけれども、新しい職業病が発生しているという問題は、新しいいろいろなものを使い出してくるということから追いつめられてくる原因があるわけですね。そういう問題。

それから、私が特にここで強調したい、見のがすことのできないと思うのは、政府自身にも問題があるのではないであらうか。たとえば事前に十

分に監督をしていくことができるならば、こういうのを使うのはよくないよということ、あるいは事前にこういうものを使つてはなりませんという規則を明確にしていくならば、あとから、しまった、あんなことはなくてもよかったのに、という問題が出てくると思うのです。だから、そういう意味では、政府自身がきちんとはつきりと、早い段階に、こういうものは使つてはならないとか、きびしい態度でやらなければならぬ。たとえば、先ほど局長が染色ガンの問題でちよつとお答えになつておりましたけれども、労働者と使用者と両方がよく御注意くださいというふうなお話をしておられましたけれども、両方の注意ということだけではだめなんじゃないだろうか。押えるべきものはほんとに押えるということ、それから労働者や資本家みずからがやはり注意しなければならぬ問題の面については、産業別に具体的に詳しい指摘がなければだめだろうというふうな、政府自身の指導上あるいは責任上の問題といふのが労働災害上の問題になってきておる。

それからもう一つは、今日の社会生活上の問題、これは公害その他が地域的にも発生してきている状況の中で、社会生活上はやはりよくないという問題ですね。こういうような問題が、全体として、それこそ大臣が言われたように、さまざまな条件が重なって災害になっていくと思うのです。したがって、押える問題点はひとつと押えられた上で、それに基づいての対策を組まれる。まず安全対策を先にやらないと、結果を追うところの補償問題だけ言つておつてもだめなんじゃないだろうかというところで、私はここで要求しておきますよ。ともかく報告の求め方のあり方を変える必要があるという問題と対策について、基本点をしっかり立て直してもらふ必要があるということ、を、まずここで申し入れておきたいと思うのです。

次に、第二番目の問題ですが、労災の基本的な考え方の問題です。労働災害に対する基本的な考

え方、これは大臣どうなんでしょうかね。自分の子供なりあるいは妻が、夫が働きに行つてゐる場合に、どの妻であろうと、どの子供であろうと、どの親であろうと、働きに行つてゐる人がほんとに安全にうちへ帰つてくれよというのが共通した願いじゃないでしょうか。私たち子供が生まれるときでもそうですよ。五体満足で生まれてくれよというのが、親の共通した願いだろうと思うのです。そして、その子供が育つていって、働きに行き出した。ほんとうに安全に無事に帰つてくれよというのが私は共通した願いだと思ふのです。人の命というものはもう金に換算することのできない非常に大切なものだと思うのです。だから、この安全性が失われた場合におけるところの家族の悲劇というのはたいへんなものがある。したがって、これを完全に補つていくということに、近代的な社会の責務があるんじゃないか。労働災害の補償の基本を私はここに置かなければならぬのだと思ふのですが、大臣、お考えどうでしょう。

○野原国務大臣 全く同感でございます。

○寺前委員 それでは、私はその立場からお聞きをしたと思うのですが、職場における災害が発生した場合に、一番問題になってくるのは、この保険を受けようというときに認定問題というのにすぐ直面するわけですね。そこで、その認定をする場合ですが、健康であつた人が、つとめに行つておつて、そこでぐあいが悪くなつてきたということからまずものは出発しなければいけないと思うのです。そうしますと、労働者が、私はこういう事情によつて災害を受けた、お医者さんに行つたらこういう診断を受けた、それを基本にして労働災害の認定というのは始めるべきではないか。これが、その判断は不届きだという場合には、使用者側でそれは不届きだという証拠を逆に立証する。資本家側がそれに対してやるというふうにして、労働災害の補償の基本の方方はやるべきではないかと思うのですが、大臣、それはどうでしょう。

○和田政府委員 基本的には、業務上であるかどうかという問題に対しては、現在の法制上は、その災害を受けられた方の立証責任というのが民法その他全部通じての一応の形でございまして、そういう意味においては、労働者のほうからこういうことで業務上の災害であるといわれるのをたてまえておられますが、しかしそれは、法律的にはそれであります。労働者側のほうはなかなかたいへんでございまして、それから実務上の運用をいたしまして、監督署のほうでいろいろ手を尽くして、結果的に労働者側のほうから立証されたと同じような状況をつくり出す努力を監督署はやつておる。そうして、運用上は、運用の成果が実質的にはいま先生のおっしゃいましたようなことになつていく、こういうことにならうと思ひます。

○寺前委員 ところが、実際上は、本人があの手この手を通じて立証しようとしなかつたら、なかなか業務上の認定にならないのじゃないですか。たとえばお医者さんの問題にしても、この病院のお医者さんにかかつてみたら、お医者さんがこう言つた、ああ私はからだがかういふふうになつて悪かつたのだから、このお医者さんの言われたことによつてこれはそれとおつたといつてほんと認定を下してゐるということになつていないのじゃないですか。この病院に行つてみないと、あの病院に行つてみないと、医師の選定の自由というのもないのじゃないでしょうか。私は、やはり立証の基本というのは、本人が言つて、それで医者の選択の自由もあつて、そして、これで業務のために私は被害を受けたという申告があると、これに対して業務外だということ、逆に使用者側があの手この手で言われるのだったら別だけれども、やはり本人が言つてゐることが一番基本なんだから、本人が求めた医者の言うことに基つて認定を下していくというのを基本的考え方にするべきではないですか。

○和田政府委員 基本論としては、私は先生の言われるとおりでけっこうだと思ひます。普通の場合

合は大体そういうことで処理されております。ただ特定の具体的な問題で争われることが相当にあるわけでありまして、大部分の場合はいま先生が御質問になりましたような姿勢で処理しております。

○寺前委員 ところが、大部分のむずかしくなっている問題というのは全部この話でしょう。業務外かどうかという認定問題がいろいろ問題になるのはみんなその問題じゃないですか。本人の意見と自分がかかったお医者さんの意見によって認めるといふことに、事実上は認定にはならぬでしょう。

○和田政府委員 争いがあるのは、全体から申しますとほんのわずかなことでございます。全体としては非常にすなおに認定が行なわれますが、争いになるにはそれだけの理由があつて争いになる。だから、それが争われるのはやむを得ないことだと思ひます。

○寺前委員 だから、争いになるというのが最近の新しい職業病関係でいろいろ出てきていますね。そういう点から見れば、現実の、たとえばむち打ちの問題にしても、あるいは腰痛の問題にしても、非常に時間がかかつて、それで最近になって、いや腰痛炎というものを少し考えてみましょうとか、すつと変化をさせている。考えてみたら、過去に受けた人は全然それは認定されないといふことで終わつておる。泣き寝入りになつた人がたくさんおるわけでしょう。こういう最近の職業病関係を見てみたときに、この流れの中に基本的に流れていくものは何かというと、本人が苦痛を訴えている、ある医者が見てそれはそうだと云つた、これを基本にしてすなおに認定をするという態度がないといふところに争ひの一番の問題がある。だから、基本的に、そういうふうな本人が明らかにし、本人が選んだところの医者によつて判断された場合には、無条件に受け入れるという態度をとるべきではないか。

○和田政府委員 いま例としておあげになりましたむち打ち症とか、頸肩腕症候群とか、こういう

ような問題は、職業性との関連が非常にむずかしい問題だといふにいわれておる問題でございませう。それと、これはまた実は外見がなかなかむずかしいことでございまして、神経的なものがないぶん作用するといふようなことからいひまして、確かに最近そういう紛議が非常に多い問題であることは先生御指摘のとおりであります。これは業務性と発病との相関関係がなかなか的確にかみにくいといふのが、医学的にもあるように聞いております。それで私どもは、むち打ち症につきましても、頸肩腕症候群につきましても、専門家の方にお願ひしまして、認定基準——

こういうとき、こういう状態であれば業務上の問題として認定していくという認定基準をいま鋭意作成する努力をいたしております。要するに、先生が先ほど御指摘になりましたように、新しい職業病が職場の事情の変化に伴つて新しく出てきた、従来とかくそれが見過ごされておつたりあまり取り上げられなかつたけれども、このごろは出てきた、こういう問題につきましても、確かに初期の経過的な問題としては御指摘のような問題が出てくるだらう。その点については、行政措置としてはできるだけ早く認定基準を設けて無用の紛議の生じないようにしたい、かように考えております。

○寺前委員 いま最近の問題としてずっと問題となつてきているのは、むち打ち症だとか腰痛症、胃腸病、神経、精神病関係、それから騒音の中で仕事する難聴の問題とか、頸肩腕のいまの問題とか、白ろう病の問題とか、鉛の中毒症の問題とか、そういうような一連のもの、労働条件の変化に伴つて現実に明らかにこれが問題になつておることは事実でしょう。そうすると、おたくのほうでは通達その他で出しておられるけれども、基準法に基づく施行規則の中で明確になつていずに、三十八のその他によるところの疾病ということにしていますね。

〔栗山委員長代理退席、委員長着席〕
明らかに今日明確になつてきているこれらのものを、すみやかにこれを認定病とするわけにはなないか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、労働基準法施行規則の三十五條に、一から三十七までは相当具体的に書いてございませう。最後の三十八に包括的なものがありまして、追加認定的な行為ができるようになっております。いまお話しした、たとえば白ろう病等につきましては、局所振動障害として職業病の認定のできる基準を設けてやつておる。また、むち打ち症につきましても、認定基準をつくるべく検討をやつておるということでございます。また、それ以外の事情に応じて認定基準等をつくることとしておりますが、次から次と新しい問題が出てくることも御指摘のとおりでございます。それは専門家の御意見を伺いながら、私どもは、おくれずに認定基準を設けつつ職業病の認定をするような作業をやつてまいりたい、そのように考えております。

○寺前委員 その三十八のその他へ全部新しい病氣を入れてしまつてゐるんだ、あとは基準で、こうなつてゐるのが現実なんですよ。これは実際上はあの基準でやつてゐるというやり方の場合には、もう私は言うまでもないことだけれども、明確にばつと載つてゐる場合の手続のしかたとの場合とはうんと現実的に手続が違つてゐるわけですよ。現実には、だれの目にも、こういう病氣が新しい職業病として発生しているし、おたくのほうでは通達でやられてゐる以上の問題は、さつさと法律の中に入れてやるべきじゃないか。何でそういう入れるという手続をやられないのか。そういうことを私は要求しなければならぬと思つてゐるのです。再度そのことについて聞きたいと思ひます。

○和田政府委員 先生も御存じのように、基準法の施行規則の三十五條に一号から三十八号までずつと書いてあります。いままで問題になりましたようなものも、たとえばキーパンチャーの問題なんかは、十三号に該当するという場合もありまして、三十八号で追加をするというような問題も

ある。これらにつきましても整理はつきりつきますれば、私どもはこの施行規則を変えることに決してやぶさかではございませう。はつきりしてゐる、そして一号から三十七号まではやり切れないといふような場合に、追加することについては決してやぶさかではございませう。しかし、いまのところ、追加が特にないものについては、行政の通達でもつて、これは三十八号該当というやうなことでこの包括規制の中でやつておりますが、事情が進んでまいりまして、三十七号以外にふやさなければならぬといふことであれば、御指摘のように追加するやうなことを考えていきたいと思ひます。

○寺前委員 時間がないのでそれ以上はもう言ひませんけれども、こういうものはすみやかに処理をしていくという態度をとらなかつたら、本人を含めて家族の側が嘆かなければならぬので、こういうやうなのは大臣のほうですすみやかに処理されたいといふふうに思ひます。

それから、補償に関する問題についてたくさんの人から言われました。死亡補償の場合にはせめて自賠法の程度のことでは考えなければならぬじゃないかといふことはだれでも思ふことだし、また、現在の労災の補償についても、基礎計算のやり方の問題といひ、その他の問題について、これじゃ五体満足、安全に帰つてくれよといふ家族の期待にこたえられなくなるものではないかといふことについて私も要求しなければならぬと思ひます。あるいは通勤途上の問題などを含んでいふと思ひますが、私は補償に関する問題として二つ聞きたいと思ひます。

一つは、社外工、組夫に対する安全保持と労災補償の元請責任制度を確立する必要があるんじゃないだろうか。いま実際に会社へ行つてみると、下請で一人親方の下請なんというものも存在しておつて、全部本人の責任になつてしまふといふ事態がたぶんあるのですよ。普通の雇用関係でいふたら、基準法上もこういう人の使い方をしておつたらいかぬじゃないかと言つたら、いや、あ

ある。これらにつきましても整理はつきりつきますれば、私どもはこの施行規則を変えることに決してやぶさかではございませう。はつきりしてゐる、そして一号から三十七号まではやり切れないといふような場合に、追加することについては決してやぶさかではございませう。しかし、いまのところ、追加が特にないものについては、行政の通達でもつて、これは三十八号該当というやうなことでこの包括規制の中でやつておりますが、事情が進んでまいりまして、三十七号以外にふやさなければならぬといふことであれば、御指摘のように追加するやうなことを考えていきたいと思ひます。

は、きのうの二十七日に、政府了承に基づいてそれら労働組合に対して有額回答を出したということとを報ぜられている。このことは自主解決を目ざして組合も自主交渉を続けるということになって目下期待をかけられている、こういう事態にあるわけですが、春闘も考え方によっては静かなる変化というものがあるのじゃないか、こういうふうに期待されているのです。だが、労働省の立場はそこでまことに微妙であるが、いまや一つの重要な状態を示しているわけです。ちょうどそのときなんですけれども、私としては慨嘆にたえない事

態がいま惹起しておる。このことを大臣にはつきり申し上げ、その善処を求めなければなりません。

それは、読売新聞系のスポーツ紙である報知新聞、これは去年から年末一時金や賃上げ、それから労働組合の自由、こういうようなものをめぐっていま争議が続いているわけです。会社側は、解決の過程で、いわゆるガードマンと称する右翼暴力団体系の経営にかかつておる特別防衛保障株式会社、そのもとに三十名の人員を新聞社内に出したり、組合員を監視、威嚇したり、また挑発したりという事件がいまや惹起しているのです。このガードマンと称する暴力団は、報知新聞社内

に現在おつて、そして組合員が身の危険を感じているというふうな現状なんです。これはもう争議対策を越えて、すでにこれは人道問題です。労働省は、こういうようなことに対しては、春闘以上に關心を持たなければならぬのじゃないかと思うのですが、この問題を労働省では知っておられますか。

○大塚説明員 報知印刷の事件につきまして、私も先生のおっしゃったような趣旨のことを聞き及んでおりますが、私どもの存するところによりますと、当会社におきましては、昨年春の賃上げ問題、それから夏の一時金問題をめぐりまして長期にわたる紛争が発生いたし、その紛争は昨年の八月に一応の解決を見たのでございまして、その後、年末一時金問題などをめぐりまして再び紛争が起こりまして、今日までこの問題はなお未解決に残っております。そして、しかもその間におきまして、昨年の十一月には組合の分裂が起こっております。また組合側は、使用者側の各種の行為を不当労働行為ということで都労委あるいは裁判所に提訴をいたしております。また最近では、四月の十五日に会社側が外来者の社内への立ち入りを禁止いたしまして、警備を部外の会社へ依頼したというように、労働使間で問題になって、その対象がいま先生のおっしゃった特別防衛保障会

社というふうな対象であるというふうなことを存じております。

○島本委員 少なくとも争議中に、会社がガードマン、いわゆる暴力団と思われるようなこういう人たをスト対策で雇い入れて、会社が直接に指揮使用するということは、これは労働組合法の第七条の不当労働行為に当然該当する。それと同時に、そういうふうなことをする行為そのものは職安法の四十四条、いわゆる禁止する労働者供給行為に該当する違法行為である、こういうふうなことになるわけですが、職安局長、こういうふうなことに對しては、両局長おられますが、それぞれ十分認識し、こういうふうな問題に對して対処しておりますか。

○住政府委員 御指摘の特別防衛保障株式会社の件でございしますけれども、実は先週の月曜、関係労働の方が私どものところにお見えになりました。いろんな争議の経過なり、あるいはその実態が先生御指摘の職安法四十四条違反の疑いがあるのじゃないかというふうな申し出がございまして、私どものはうでは、さっそく都と管轄安定所

でございします飯田橋職安に對しまして実情の調査を行なわせたのでございします。その結果、まず第一点といたしまして、契約の目的は盗難、火災の予防、防止とかあるいは保安管理業務というふうな目的で、報知印刷と警備会社の間で約束がなされておるのでございしますけれども、さらにしさいにそこを立ち至つてみますと、契約内容がきわめて不明確な点が多いということ。それから、職業安定法四十四条の規定に基づきます職業安定法施行規則四十四条の労働者を指揮監督するといふような点におきまして、警備作業の実施方法は、普通の場合警備会社の企画、責任において行なわれ、かつまた警備を担当する者の指揮監督は警備会社が全責任を持つて行なう、こういうのが通常でございしますが、その指揮監督の実態についてはつきりしない点があるということが調査の結果わかりまして、私どものほうでは四十四条違反の疑いがあるのではないか、こういうふうな感じを持つたわけ

でございます。そしてさらに、この四十四条及び施行規則四十四条の判定というものが、さらに詳細な調査の結果でなければ認定等の結論が出せませんので、実はきのう、きょうにかかけまして、さらに詳細な実情調査を報知印刷及び特別防衛保障株式会社に対して行なつておるのでございします。その結果四十四条に該当するといふ事態になりますれば、是正指導その他必要な措置をとつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 当然これは新聞製作業務の代替労働ではないという事実、それから請負そのものだとしても、仕事の完成の目標にはこれは全然関係がないという事実、こういうふうなことからして、われわれとしては当然これは違法行為といわざるを得ない。それと同時に、それだけじゃない。やつておるそのことは、この写真を見てよく然としておるのです。これじゃまさに戦闘行為じゃありませんか。鉄かぶとかぶつたらこれは軍隊ですよ。こういうガードマン、これが労働対策に引き入れられておる。こんなことをなぜ認めるのです。よくこれを見てください。この写真です。これは委員長においてもよく見ておいていただきたいと思うのです。

それで、この特別防衛保障会社なるものも、事実は岡本という報知印刷社長がこれに当たつておる、こういうふうなことになるのでありますが、実はその人自身が報知新聞の労働者であるといふことです。こういうふうな人が直接指揮して、組合事務所に入らうとする役員の人を暴力をもって阻止したり、組合の掲示板に張られているいろんな指令をはがしたり、また組合員の写真をとったり、出てくる者に対して会社側がはつきりとその者を阻止している。責任を言ふと、その最高指揮者は岡本何がしであるといふことを言明しておる状態なんです。それならば、これは完全にもう不当労働行為以外の何ものでもないといわざるを得ないじゃありませんか。これからあらためて調査する、そういうふうな問題じゃないかと思うので

す。これは職安法にも違反するし、労働組合法にも違反するし、あえて拡大すると基準法にも当然違反してくる問題だ、こういうわざるを得ないので

こうまではつきりしている問題、これはいまに始まつたことじゃありません。特に春闘がこういうふうになつておる状態のもとにおいて、これは早く解決しなければならぬ問題です。こういうふうなものをそのままにしておいて、どこに労働組合関係の一つの指導機関としての労働省の意義がありましようか、こういうわざるを得ないわけなんです。

大臣、こういうふうな状態です。ひとつあなた自身も、この解決のために、これは法違反があります。写真に出ているような事実です。それと、もう一つこの次にありますが、これだけで済まない重要な問題がありますから、本腰を入れてこれに対処しなければなりません。大臣、ひとつこ

で対処するといふことばだけばつきりしておいてもらわないと困るのですが、いま聞いた範囲においても重大です。大臣のこれに対する決意をひとつ聞いておきたいと思うのです。

○野原国務大臣 お話を承つて驚いておるわけでございます。ただいま写真も拝見しました。事のかんを問はず、労働使が理解と協力によつて話し合ひを進めていく、どうしてもできない場合には、そうした裁定をお願いする機関もあるわけでございますから、そのほうにお願いすればよろしいわけで、どうもここまでエキサイトしてやつておることに對しては非常に遺憾でございまして、真相を至急調査をしまして解決の方向に御協力をいたしたいと考えておるわけでありまして、私も常には、いかなる場合におきましても、労働使が直接行動に出たり、暴力をふるつたりといふようなことは許されな

に、組合のほうからも労働省当局に対して、この事件を行政上の措置をとってくれという申し入れがあった、こう伝えられておるのですけれども、このような訴えはございましたか。あったとしたら、それに対してどういうような措置をとったか。

○住政府委員 先ほど申し上げましたように、先週の月曜、関係組合の方々が私どものほうにおいでになりました。特に職業安定局関係では四十条違反の疑いがあるから調査するように、こういう申し出があったと聞いております。それに基づきまして、先ほど申し上げました実情調査その他の措置をとってまいっておる次第でございます。

○島本委員 そういうのんびりしたことであつてはちょっと困るのじゃないかと思うのです。順次これは申し上げていきます。この特別防衛保障会社、これはどんな会社であるかということも調べましたか。

○住政府委員 今回、先ほどの調査に基づきまして、この特別防衛保障会社の、たとえば会社の設立の時期とか事業内容とか社の人的機構とか、そういう関係については調査をいたしておりました。

○島本委員 それならおわかりのとおりなんです。代表取締役飯島勇、この人は五・一五事件の三上卓グループ、これは拓祥会ですか、こういうようなことを名の右翼団体に属しておる人で、逮捕経歴四回、そして四十三年の十一月に日大芸術学部の紛争の際にも凶器準備集合罪で検挙されて現在保釈中なんです。これまで調べてあるのです。それだけじゃないのです。去年の二月二十四日号の週刊サンケイで、これは暴力スト破り常習だ、こういうように報ぜられておるのです。ここに写しがあります。この中に「ゲバ棒で殴られ人事不省に」こういうことから始めて、「飯島勇、人呼んで「スト破り將軍」。あつちの会社、こつちの大学と、部隊をひきいてスト破りをし、常勝をつづけてきた將軍は、日大芸術学部に殴り込

ではじめて惨敗を喫した。昨年の秋のこと。それが原因だったのか、彼はこゝで覆面をかぶり捨て、スト破りの株式会社をつくることを決意した。」以下、週刊サンケイにこの状態が載つておるのです。こういうことなんですか。おそろくこういうような事実からして、特別防衛保障株式会社、こういうようなものが労働組合のストを暴力的に破るためにつくられたということは事実ではありませんか。こういうことからして、これから調査するとかということは、すでにおそきに失するのではないか。こういうようなことでも私どもは少しおそいと思つておるわけなんですけれども、いまのような事実ははっきり調査してありますか。

○住政府委員 特別防衛保障会社の社長は、先生いま申し述べられました凶器準備集合罪で逮捕され、保釈中であるということは承知したしております。

○島本委員 どうもこれは、そういうことでなお私どもは既嘆にたえないと思ひますことは、調査に行つた東京都労働局の職員が、身の危険を感じて十分調査できないで帰つてきておるという話もきいておるのです。こういうようなことはあつてもいいものではございません。こういうようなことを聞いておりませんか。

○大塚説明員 東京都の労働局の関係すべてが労働局の関係ではございませんが、私どもの関係する労働局の中の労使関係に関する部門について東京都に照会いたしましたところ、東京都自体の職員についてはそういうことはなかった。それから、関係労政事務所であるいはそういうことがあつたかということでも都から調べてもらいました。労政関係の職員ではないようでございます。

○島本委員 労政関係の職員でなくても、労働局の職員が、依頼され、また職業上の必要によつて調査に行つています。そして身の危険を感じて十分調査できないで立ち戻つたということも聞いておるのです。十分調査しておいてもらいた

なぜかならば、四十五年、本年の四月二十五日土曜日の読売新聞の朝刊に、「黒い手」をひろげる暴力団」の特集記事が載つております。資金かせぎのために合法の仮名を装つて私設職安を設立している事実を明らかにしているのです。こういうようなことが堂々と——これはつい最近じゃありませんか。四十五年四月二十五日土曜日の読売新聞ですよ。一面全部の特集版ですよ。これに出ているのです。私設職安、これもちゃんとやつて

いるのです。こういうような事態が天下に明らかにされているのです。この中で、私もこれを読んで今後の参考にしなければならぬ。労働省だけでも、いまのようなことからしてこれはと考へたのは、取り締まりの連絡にルーズさがあるということだと思います。そのことは、こういう場合に警察と連絡を緊密にして調査を完全にしたらいじやありませんか。そして職安法違反の事実、そのほかにいろいろあるならば、税金の問題では大蔵省と連絡をとつたらいじやありませんか。そのほかいろいろのな関係各省庁があるはずですから、運輸省との連絡においてやれる場合もあるじやありませんか。各省庁連絡をとつて、そしてこれを摘発するなり告発するなり、行政上の処置は当然とるべき問題である、こういうふうに思ふのです。ここに書いてあるような、こういうようなこと自身、これはもういろいろ社会問題を惹起していることな

うですが、その中に職安法違反、もう、こういうような労働行政の基本問題に関する重要な問題の指摘があるということなんです。これは、身の危険を感じて調査できないで立ち戻つておつた、こういうような事実があるとすれば、この際

はつきりと、関係各方面の助けを借りるなり、そういうような連絡の上にこれをやるべきだ、こういうふうに思ふのです。この点についても、ひとつ大臣の考えを明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

こういうような真新しい新聞ですから、念のために見おいてください。

【島本委員、新聞を示す】

○野原國務大臣 こういうような事実があるとすれば、これは容易ならざる問題であります。さつそく調査をしまして、厳正な態度で臨むということとでこういった問題に対処してまいりたいと思ひております。

○島本委員 そうして、これは直ちに労働省の問題になりますけれども、労組法違反の問題がこの中にあるのに対して、何回も指摘されても手をつけておらないという事実なんです。これは労働省の監督の問題じゃないかと思ひます。暴力団のガードマン、これを直接雇つたのが同社の労働担当重役の岡本何がしである。そして、岡本何がし

がそのガードマンを指揮して新聞労連の役員を社外に引きずり出したり、組合の掲示板、ここに張られてる指令、こういうようなものをばき取らしたり、また尾行したり、便所まで尾行する。そして、当然考えられませんが、私物のロッカーまで開いて、中に組合関係のニュースはじめ文書があるかどうか、こういうようなものを調べさせて持ち出させている。そして新聞労連の役員の写真または支援の組合員の写真、こういうようなものを平気でとつたりしている。こういうような状態が続いている。これじゃ、まさに不当労働行為、あえて言うとうと組合七条、あえて言ううと、これは基準法という五五条でしょうか、少し拡大解釈ですが、しかしながら、こういうような点においても十分これは検討しなければならぬのじゃないか、こういうふうに思われるわけなんです。おそろくこれに対して労働省のほうでは知らないということはないと思ふのですが、いかがですか。

○大塚説明員 ただの先生のおっしゃつたような事実、具体的にどこまで調べておりませんので、それがはたしてそのままだと不当労働行為になるやいなやという判断をここで申し上げるのは、私どもの立場といたしましては、そういう不当労働行為判断のためは、労働委員会なりあるいは裁判所なりというものがございしますので、ここ

がかと存じますが、抽象的に申し上げますならば、そういうガードマンみたいな組織を会社が警備のために雇うこと自体、あるいはそれに何ものかを委託するということは、労使それぞれ自己の業務の委託ということは自由でございます。ただ、その雇われたものが不当労働行為をするというところは、これはもちろん許されません。また不当労働行為かどうかというところは、主としてその当該ガードマンが使用者の委託を受けて、労働組合あるいは労働組合員あるいは労働組合の役員なるがゆえに一般の者よりも差別した不利益な取り扱いをする、あるいはそういう行為を通じて労働組合の分裂を策し、あるいは支配、介入をするというような行為がありますれば、これは不当労働行為になるというところは言うまでもない。また、私物の検査あるいは暴力で連れ出すというようなことは、労働組合法をまっぴらでもなく、通常の行為、通常の粗暴犯としてそれは禁止されることであらうかと存じます。

○島本委員 ももちろん、そういうようなすべての事態、こういうようなものを正式に確認すると、一つ一つそのままだにはおられないような事態なんです。これはもう組合法、各関係法違反に始まって、人権問題にまで及んでいるという事態なんです。したがってこれは、そのままだにはおくと、おそらく組合関係法違反が人権問題に始まり、それがこれから社会問題にまでなろうとするおそれがあるから、ここで緊急に取り上げざるを得なかったわけです。

それで、大臣もこの際にはっきりとこれに決意してもらわなければならぬ。こういうようなことは、先ほど申し上げたとおりなんです。これは、法違反はいま言ったとおりなんです。そのほかにもまだあるんです、大臣。それは、三十四年に「主婦と生活」の争議があったと思うのですが、それにも関係しているんです。それと同時に、相模交通タクシー争議、これにも関係しているんです、同じような状態です。それと、委員長が何者かに殺されたという事件があったそのま

ま——当時は問題になりましたが、東京の三光自動車争議、これにも関与しているんです。四十二年の暮れの東京労働機争議、これには関東軍というのを名のつて、これにもやはり暴力参加をしているんです。そして、いまちょっと申し上げましたが、週刊サンケイの記者に対して、警備を事業内容とする株式会社をつくりたい、そして労働組合のストを破るのは当然警備業務であると思う、こういうようなことを公然と言いつけているんです。それをこれから調査するというような問題ではなく、初めから委託してこういうようなものができたんです。ですから、そういうようなものに対しては必ず不当労働行為があるというように前提でこれは進めなければならぬはずなんです。これが指摘されるまでそのままだになっているという点、暴力を伴うから単独ではできないという点、これは大臣がここで決意しなければならぬ。各関係省庁とともにこの問題の解決に当たらなければならぬ。いせんもそこにあるわけです。そういうような状態ですから、当然直

接——去年の四月十五日にこれが設立されておりますから、それ以後の状態がいま申し上げたような状態になっているわけなんです。この事実経過から見ても、この特別防衛保障会社は、労働組合のストライキを暴力的に弾圧するためにつくられたものであり、会社側の一つの委託によってこれが運営されているという事実もはっきりしているわけです。こういうようなことを調査してあります。

○大塚説明員 いま先生のおっしゃったようなことを週刊サンケイの記事として出ていることを私も見はいたしましたが、そういうことについて詳しく当該団体を調査するというようなことは、いまのところいたしておりません。

○島本委員 したがって、こういうように新聞にもあるとおりに、もうすでに飯面をかなり捨てて、実際のいま私が発表しましたような、こういう意図を持ってつくられている会社、こういうようなものは、いかにていさいをつくろっても、やっ

ていることは全部が暴力行為を背景にした不当労働行為につながる組織介入であり、スト破りであり、あらゆる関係法違反、こういうようなものを犯すという前提でこれが進められているということとです。これは考えなければいけません。したがって、今後私は、この問題について、じゃ、はたしてどういふような点にいままで手ばかりがあつたか、この点を申し上げなければならぬ。具体的な問題で、労働者自身が、各機関を通じてあげられているその事実を前にして完全にサポーターと同一ようなことをしているんです。これは許されません。一つ一つあげなければなら

○倉成委員 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。
午後二時三十分休憩

午後四時三十分開議

○倉成委員 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続けます。島本虎三君。

○島本委員 休憩前に引き続きまして、読売新聞社系のスポーツ紙である報知新聞で、昨年からの年末一時金や賃上げ並びに組合活動をめぐる争議が続いており、それに特別防衛保障会社という名のストライキ対策と思われるような暴力団まがいのこういうようなものを介入、常駐させておるという事態に対して、いろいろ説明を行なつてまゐつた次第であります。引き続きまして、次の諸点について、この際労働省の考え並びにとつてい

ます。

それは、この岡本社長といわれる方は、昨年以來組合側から東京都地方労働委員会に五件提訴されている、こういうふうに向つております。そして二度、不当労働行為と疑われる行為はすべきでないというふうな勧告を受けているものである、こういうふうに向つております。また、組合の掲示板にいろいろ張つてある物件をはぎ取つたりした事件、組合活動家を指名してロックアウトしたような事件、こういうようなものを合わせて、東京地方裁判所からこれまた二度も敗訴の決定をされておるということを承つておるものであります。

しかし、そういうようなものは守る必要はないと豪語して、いまだそれを守つておらず、争議を長期化させることをねらつておるのではないかと、こう思われる節が多々ある、こういうふうに見受けられるのでありますけれども、こういう事実を労働省では知つておられますかどうか。知つておられるならば、それに対してどういふように対処されましたか、この際お知らせ願ひたいと思ひます。

○大塚説明員 いま島本先生のおっしゃったような、東京都地方労働委員会に東京地方裁判所におきまして、不当労働行為に関する提訴あるいは仮処分申請を行ない、東京都地方労働委員会が二度出ております。また、東京地裁から仮処分が二度出ております。また、掲示板の仮処分につきましては、すでに異議申し立てをしておると聞いております。それから、指名ロックアウトの件についての仮処分は、四月十三日でございますか出ておりますので、まだこれについて特段の異議申し立て等の措置はとつたというのを聞いておりませんが、いづれあるいはとるかもしれません。

いづれにいたしましても、そういう裁判ないしは不当労働行為等で問題が取り扱われておりますに、その結論について、法で許された範囲内でこれを争うということはもちろん許されているわけでございますが、そういう争いをしないで、いたづらに命令を無視する、あるいは仮処分

に従わないというようにございしますれば、これはやはり法治国家のたてまえからして、これに従うべきものだというふうに私も存するわけでございます。

ただ、先ほども御質問にお答えいたしました、私も、この問題はすでに労働委員会に数度申し立てが行なわれており、現に労働委員会、この不当労働行為につきましても審査等も相当数を重ねておると聞いております。したがって、不当労働行為の問題等につきましては、いづれ地労委等でこれに対する判断が示されることと思ひます。また、基本の問題でございします賃金紛争等につきましても、問題の解決が当事者間で困難であるということならば、労働委員会等での解決がはかられるであろうということを期待しておるわけでございますが、そのような形で、現在のところ、不当労働行為、先生のおっしゃるようなケースにつきましても直接私も介入するということはいかがかというふうな現状にあるわけでございます。そこで、いまのような実況をある程度把握し、また、労働組合等からもそういう実態をお伺いしているというふうな状況でございします。

○島本委員 双方が紛争中であり、いまだ解決案の示されないような事態ならいざ知らず、仮処分の問題であっても、こういうふうにして東京都地方労働委員会からの勧告が、一度にとどまらず二度出されておる。それにも従わない。あえて控訴もしない。抗告もしない。こういうようなことは、完全に、これは守る必要なしと豪語して争議の長期化をねらつておる、もうこういうふうな言われどもやむを得ないような状態じゃないのか。これに対して、黙って手をこまねいている必要はなからうと思ひます。最近の労働行政中で、私が一番残念に思ひますのは、法がはつきりこれをきめておる、たとえば基準法によつて、これは罰則までつけて、そのことをやつてはだめだということをお願いしておる。しかし、最近の物価の値上げその他によつて、それらの罰則あたりはほんの微々

たる金銭にすぎないような状態になった現在、罰則を覚悟で違反を平気で犯す、こういうふうな傾向さえ出ておるといふことはゆゆしい事態だと思ひます。まして、いまのような事態、出ても、守らなくてもどうでもいいじゃないか。まさに人畜に被害はないというふうな考えで、こういうふうな問題に対しては、平気で争議の長期化をねらうような行動に出してしまふ。こういうふうなことは、悪いことばで言う、労働省はなめられておるといふふうにいわざるを得ないと思ひます。単独ではなしに警察権を使う、あるいは大蔵省でもいい、その他の各省庁ともに、違反事項は一省にとどまらないはずですから、双方ともに同じようなレベルでやるのでなければ、社会問題化したようなこういう問題は解決にならないんじゃないか、こういうふうなことを私もおそれるわけでありまふ。こういうふうなことから、今後この解決のために大臣に特段の決意をお願いしたい、また措置も願ひたい、こういうふうな思ひわけなんです。この点はよろしく要請しておきたいと思ひます。でございますが、大臣、よろしくございしますか。

○野原国務大臣 先ほど来お話しした報知印刷の問題につきましても、実態を調べて、至急に対策を講じ、厳正な措置をとる必要があると思ひます。したがつて、関係方面と連絡いたしまして、できるだけ早く適切な措置をとりたいと思ひております。

○島本委員 そうして、私も、この数々の事案を調べている間に、公傷中の婦人労働者を電話一本で解雇するといふ非人道的な、また明白な労働基準法違反と思われるようなことを平気でしておつたということがわかつたわけでありまふ。これは病気になるという婦人ですけれども、まさにそういうような事実は労働基準法第十九条、解雇制限の条項にも完全に当てはまるような行為じゃないか、こういうふうな思われるのです。これはもう組合から労働基準監督署や労働省に提訴している、こういうようなことを聞いておりますけれども、どういふ措置をとつておられますか。

肝心なときに局長おらぬじゃないですか。

○大坪説明員 いま先生のお話しの件につきましても、四月の十八日に労働組合が労働省に見えまして、事件全体について説明をされた際に言及がございしました。そこで、基準法のたてまえで、そういう個別事案につきましても監督署に申告をしていただくということになっておりますので、それはそういう事実を具して直ちに監督署に御申告いただきたいということをお願いしたわけでありまふ。四月二十五日に御本人が中央監督署においでになりまして、その事件についていろいろと申し述べられました。その際、特に問題になりましたのは、基準法十九条の解雇制限は、御承知のように業務上傷害が原因である場合の解雇の制限でございしますけれども、その業務上傷害あるいは業務上疾病の供述の内容が、御本人自身多少はつきりしない点があるので、私自身で帰つてもう一ぺん文書でちゃんと申し立てると、こういうことを言われて帰られたそうでございますので、そのようない書類が出てまいれば、直ちに内容について精査いたす準備をいたしております。現在そういう段階でございします。

○島本委員 精査するということばですから、精査してこれに対するはつきりした処置をしてもらいたい。私も調査したそれによると、この婦人は職場でけがをしておる。病氣というのですから、負傷しているのです。こういうふうな状態です。私どもとしては、もっと親切に聞いてやつて、そういうふうな状態は、基準法は労働者を保護するための法律ですから、事実がそれに近いものであるならば、保護することにやぶさかであつてはならないはずなんです。そういうふうな立場でこの問題を解決しておいてもらいたい、このことを強く要請しておきたいと思ひます。

大臣、こういうふうないわば職安法に違反するような事件があつたわけでありまふ。これは、先ほどから申し上げておりますように、いろいろと社会問題化しているような事態である。あるいは広範な労働関係法にすべて触れるような、またこれを

無視するような行為であるということが明らかになつたわけでありまふ。こういうようなことで、不当労働行為、これの勧告を無視する、裁判所のいろいろな処分に対してもそれを無視するとか、基準法に対しても違反するとか、こういうようなことでありまして、こういう問題に対しましては、労働省全体がこの問題の処置を誤る場合には、今後禍根を残すおそれがあるのではないかと、こう思ひます。労働省当局はこれに対しては強力な措置をとるべきである。そして、その対策等についても、今後手を抜かないで一つ一つ具体的にこれをきめていってほしい。このことを強く要請しておきたいと思ひます。

○野原国務大臣 それはできるだけ早く対策を講ずるつもりでございします。

○島本委員 それで、もうこの問題に関しては、すべて調査並びに今後の措置であります。これも、安定局長も来ておりますから、私は強くこの問題の措置を要請しておきたい。そして、調査中であるならば、早く結論を出すように、これは強く要請しておきたい、こういうふうな思ひまふ。

この問題についての私の質疑は一応これで終わるわけでありまふけれども、せっかく大臣、初めに私がここで言つたそのことばの中で、二公社五現業に対しまして、昨日政府の了承に基づいたいわば有額回答を出した、このことは、私は今後の自主解決のためにいいことだ、こういうふうなことを前提にして、いまのような問題についてもこれを思い切つて解決に踏み切つてもらいたい、それが春闘に見られる静かなる変化ともいふべきものと合致するのではないかと、こういうふうな先ほど申し上げたわけだ。いまの問題は結論を早く

出してもらふことにして、今後春闘の問題について、大臣に、この機会ですから一つ二つだけ伺って終わりにしたいと思いますと思うのです。

きのうの有額回答が出たということは、前年度のそれを基礎として出されたのであって、これはもういままでも進歩である、このことは皆さんの努力の結果であるということで、私は高く評価するにやぶさかではないのであります。私は、幸いにしてこういうような問題を自主解決の一つのチャンスにしておいてもらいたいし、そして、今後も自主交渉を続けることによつて、いわば一つの組合の当事者能力、こういうふうなものを存分に発揮させてやつてほしいのだ、このことを強く要望しておるわけなんです。それが静かなる春闘に対する変化の前提になるのではなからうか、こう思われるわけなんですけれども、きょう現在で一千名以上の民間の企業のアップ率は、金にして八千七百八円、そして一七・五％のアップ率である、昨年より平均して二千円以上が上積みになっておる、こういうようなことだそうでございます。私は、こういうようなことからして、有額回答をせつかく出して、去年並みに出されたというこの努力は高く評価する。同時に、民間がそれほどいったというこの事実を前にして、もう当事者能力を持つて交渉しようとするものには、やはりそれに応じてやつて、そしてここに新しい一つの慣行を生み出すようなこの努力は大事にするように指導してやつてもらいたい、こういうふうなふうに指導してやつて、これは私はほんとうに進歩だと思ふのです。このあとは、全部それで打ち切つてしまつて、あとは知らぬから、やりなさいでは、せつかくここで花をつくつてそれを開かさないで終わつてしまふおそれがある。せつかくここまでできたのでありますから、あと一步これに対する努力はひとつ今後展開しておいてもらいたい、こういうふうに思うのですが、大臣、この際、大事ですからひとつあたたかい決意を聞かしておいてもらいたいと思ふのです。

○野原国務大臣 三公社五現業は、前々から労使とも私のところへ参りまして、何とかして春の賃上げ問題は、ひとつできるだけ平和裏に話し合ひでやれるようにしたいという話であつたわけでございますが、何せ御承知のように当事者能力が従来は必ずしも十分認められていないという段階。それで御返事をしようと思つても、なかなかどうもそれがやりづらいということがございました。

そこで先日、閣議のあとで、官房長官や大蔵大臣、企画庁長官などとも話し合ひまして、この際やはり各責任者において責任のある回答を出すべきではないかということ、実は当事者能力を認めてやろうということにいたしました。その結果が、きのう実は朝から当事者能力として示し得る最大限の限度までの回答があつたようでございます。そういうことで、この際、きつめて友好的に話し合ひを進めていって、平和的に解決ができれば何よりだと思つておりますが、なかなかそうもいかない事情もあるようでございます。したがつて、その際においては、やはり公労委の關係に話ができるというか、そこであつてお話をいたさうというふうな段階があるうと思ひます。おそらく当事者能力としまして、きのう出しましたのは、あれが限界だということでございます。どうも当事者の立場としては、なかなかこれ以上どうにもならぬというところでございます。しかし、一応前年と同じだけ、非常に困難ではあつてもその回答をしたというところは、一歩前進だと思ひます。そういう面で、これからの問題は、労使双方ともおそろく公労委のほうに持ち込むと予想いたしますが、そういう点でだんだん公労委のほうで両者の間をあっせんをし、最後の裁定を下すという段階になつておると思ひます。まだどういふふうになりますか、はつきりした見通しは立つておりませんが、厳正なる公労委のあっせんの結果が出ますれば、それを尊重して、すべてが、労使ともそれで御納得いただける。政府もそれを尊重して対策を講ずるといふことになつておるわけでございます。そういう段階でございまして、あくまでも労使双方の理

解と協力によつて、平和裏に友好裏に話し合ひが進むというのを期待しておるわけでございます。そういう段階でございます。

○島本委員 その平和裏に友好なる解決ということが一番いいところなんです。したがつて、平和裏に友好裏にこれを解決するにはどうか。せかつく、いままでも認めていなかった当事者能力というもの、ことばだけで内容のなかつたものを、このようにやく実質的に認めた。それが去年並みであつた。そういうふうなことであるならば、これはやはり自主解決、自主交渉によつて解決するといふのが一つの前提なんです。それを前提として認めたということになりますから、私は高く評価する。きょうの朝日新聞の論説を見ますと、大臣のつたままの結果は、まさに春闘に見られる静かな変化ではないか、こういうふうなことさういふところではないか、そうあるためには、やはりこれだけで今後おしまひなんだということではなくて、もう少し広げて、自主交渉でやれる範囲の見通しはできるわけですね。なぜならば、去年だけのやつを出してそれをこしの回答にしたから、本年も民間その他でどれほど上をつたか、その幅が見えるはずなんです。調停、仲裁にかけたとしても、それに近いある程度のは、いままでの前例によつて期待できるわけでありまして、そのうなりまして、その際は自主的な交渉並びにその当事者能力を認めてやつて、その中で解決を来たす、こういうようなことがほんとうのいい慣行にもなるだろうし、大臣は、労働省としての立場が重要であるが私どもが主張してきたゆえんのもはそこにあるといふことを十分考えていただきたいと思ふわけでありまして。せかつくここまで来たのですから、もう一歩、それをかたくなに調停だ、仲裁だ、あとは向こうへ行つてやりなさいといふのではなくて、せかつく出してきた案ならば、もう少し進めるように努力なさつたならば、百尺竿頭一歩を進めるということになるのではないかと。この努力をやつてやらなければだめなんじゃないか。いまあなたが笑つておるようなにやかな顔を労使のほうに向けてやつてほしい、こういうふうに思うわけなんです。そこなんです。もうちょっとなんです。そこをどういふふうにお答えでしょうか。

○野原国務大臣 労使双方が自主的に話し合ひをこれからもすると思ひますが、きのう示しました回答は、あれが限界だといふようなことを言つておつたわけでありまして。したがつて、どういふことになりましてか、お互いに話し合ひをしていっていただいて、最終的には、どうもなかなか話し合ひぬといふことになりまして、公労委のほうにお願いするといふことになると思ひます。私どもがまだ出る幕ではない。最終的には双方の話を聞く場合もあるうと思ひますが、いまの段階は、まだ労使双方でとことんまで話し合ひを進めていっていただくという慣行をつくり、それを尊重していきたい。しかし、話し合ひがつかない場合においては、やはり一つの機関である公労委のほうにお願いする以外にないといふことを考えておりますが、私は双方とも友好裏に話し合ひを進めるといふことに対してあくまでも期待しておるわけでございます。

○島本委員 そこなんです。双方とも話し合ひを進めていくように期待する、それでいいと思ひます。そういうように大いに指導してほしい。それで話がつかない場合にはどういふのですが、片や労働組合側では進めたいという意向がある以上、それはやはり進めさせるようにもう一段と努力してやつてほしい、これなんです。決して無理じやないと思ふのです。そのような努力をするような決意をこの際持つてほしいのです。あえてこれは攻撃するわけじゃありませんが、いま大事なときですから、かたくなに閉ざさないで――両方ともがんとしているならだめです。進んでもう少し話し合ひませんかといふように話し合はせるように、大臣として、いまの場合、これは交渉を進めさせるのいいと私は思ひます。もうだめなんだ、もうあつせんを持つていきなさい、調停をやらないさい、仲裁をしなさい、こういうふうなこと

では形だけつくることになる。話し合いをやりた
いという片一方からの申し出がある以上、やはり
それに応じさせるように、とことんまで話し合い
をしたと言っているのですから、片方からそう
いう申し出がありますから、もう少し努力して
やってほしいと思います。決して私は無理じゃな
いと思うのです。両方ともだめだと言っているの
じゃないのです。片方はやりましようと言ってい
るのですから、やわらかいじゃありませんか。そ
のやわらかい姿勢にはやわらかく応じてやる、こ
ういうような態度でひとつ指導してほしい、こ
ういうふうに思うのです。——うんうんというやつ
をことばに出してくださいよ。

○野原国務大臣 当事者能力を一応認めて、当事
者からあつた責任ある回答を出した、その段階
まで私は実は思い切つて話し合いを進めていつた
わけでありました。したがって、そのあとのこと
につきましては、当事者がどう考えるか、組合側と
話し合いを進めていく以外にない。最終的には、
どうにも話がかないという段階の際においては、
やはり交渉の機関である公労委の調停、あつ
せんをお願いするという段階になるわけございま
す。ただし、その間にこつちは注目しております。
話ができるだけ煮詰まるように慎重に注目し
ておるということございまして、必ずやわれわ
れの期待を裏切らないようないい案が出るであろ
うと期待しておるわけでございます。

○島本委員 これで終わるわけですが、いい案が
出ると期待しているというのは、あなたが胸を開
いて、さあやりなさいと言わないと出てきません
から。そこなんです。せかつく出して、いわば
雪解けた、一つの静かなる進歩だ、こう思われる
ので、労働大臣として指導してやってほしいので
す。かたくなにならないように、せかつく出して
やって喜ばれるならば、もう一步出して先のほう
を見てやって、二千円ならばせめて千円くらい上
げてやって——去年並みに出してやって情勢を展
望する、こういうような考えでしょう。それはち
びつて出してやっているということですよ。そう

いう考えではなしに、今後もまだあるんですか
ら、もつともつと閣内に話を及ぼすように、いい
案を出してやるように、そして組合もこれをのむ
意思があるようですから、そのチャンスじゃあり
ませんか。それならば、せかつく民間のほうの出
された差額が二千円だとするならば、もうすでに
結論が見えたようなものじゃないか。大臣、そう
いうような点を十分胸に秘めて、この措置を誤ら
ないように十分よく指導をしてやってほしいと思
うのです。もう一回答弁してください。

○野原国務大臣 非常に微妙な段階でございます
から、これ以上申し上げることは、何かと影響が
大きい。とにかく双方とも納得のいくようないい
結論が生まれることを期待しておるわけございま
す。あくまでもそのことを期待し、かつ、今後
の努力も時によつてはいたしたいと考えておりま
す。

○島本委員 終わります。

○倉成委員長 次回は、来たる五月六日午前十時
委員会を開会することとし、本日は、これにて散
会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和四十五年五月十六日印刷

昭和四十五年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局